
令和 6 年 第117回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第 3 日）

令和 6 年 3 月 4 日（月曜日）

議事日程（第 3 号）

令和 6 年 3 月 4 日 午前 9 時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 第16号議案 | 神河町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の全部を改正する条例制定の件 |
| | 第17号議案 | 神河町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例制定の件 |
| | 第18号議案 | 神河町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例制定の件 |
| | 第19号議案 | 神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 2 | 第20号議案 | 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 3 | 第22号議案 | 神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 4 | 第23号議案 | 神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 5 | 第24号議案 | 神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 6 | 第25号議案 | 神河町し尿くみ取り手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 7 | 第26号議案 | 神河町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 8 | 第27号議案 | 神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 9 | 第28号議案 | 神河町体育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第10 | 第29号議案 | 神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第11 | 第30号議案 | 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更について |
| 日程第12 | 第31号議案 | 姫路市中播消防署北部出張所建替え用地等の取得の件 |
| 日程第13 | 第32号議案 | 令和 5 年度神河町一般会計補正予算（第 9 号） |
| 日程第14 | 第33号議案 | 令和 5 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第15 | 第34号議案 | 令和 5 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 |

4号)

日程第16	第35号議案	令和5年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
日程第17	第36号議案	令和5年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算(第1号)
日程第18	第37号議案	令和5年度公立神崎総合病院事業会計補正予算(第4号)
日程第19	第38号議案	令和6年度神河町一般会計予算
日程第20	第39号議案	令和6年度神河町ケアステーション事業特別会計予算
日程第21	第40号議案	令和6年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
日程第22	第41号議案	令和6年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第23	第42号議案	令和6年度神河町介護保険事業特別会計予算
日程第24	第43号議案	令和6年度神河町土地開発事業特別会計予算
日程第25	第44号議案	令和6年度神河町訪問看護事業特別会計予算
日程第26	第45号議案	令和6年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
日程第27	第46号議案	令和6年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
日程第28	第47号議案	令和6年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
日程第29	第48号議案	令和6年度神河町水道事業会計予算
日程第30	第49号議案	令和6年度神河町下水道事業会計予算
日程第31	第50号議案	令和6年度公立神崎総合病院事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1	第16号議案	神河町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の全部を改正する条例制定の件
	第17号議案	神河町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例制定の件
	第18号議案	神河町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例制定の件
	第19号議案	神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例制定の件
日程第2	第20号議案	神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第3	第22号議案	神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
日程第4	第23号議案	神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
日程第5	第24号議案	神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
日程第6	第25号議案	神河町し尿くみ取り手数料の徴収に関する条例の一部を改正する

条例制定の件

日程第 7	第26号議案	神河町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 8	第27号議案	神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 9	第28号議案	神河町体育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件
日程第10	第29号議案	神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件
日程第11	第30号議案	兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更について
日程第12	第31号議案	姫路市中播消防署北部出張所建替え用地等の取得の件
日程第13	第32号議案	令和 5 年度神河町一般会計補正予算（第 9 号）
日程第14	第33号議案	令和 5 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第15	第34号議案	令和 5 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第16	第35号議案	令和 5 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第17	第36号議案	令和 5 年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第 1 号）
日程第18	第37号議案	令和 5 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 4 号）
日程第19	第38号議案	令和 6 年度神河町一般会計予算
日程第20	第39号議案	令和 6 年度神河町ケアステーション事業特別会計予算
日程第21	第40号議案	令和 6 年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
日程第22	第41号議案	令和 6 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第23	第42号議案	令和 6 年度神河町介護保険事業特別会計予算
日程第24	第43号議案	令和 6 年度神河町土地開発事業特別会計予算
日程第25	第44号議案	令和 6 年度神河町訪問看護事業特別会計予算
日程第26	第45号議案	令和 6 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
日程第27	第46号議案	令和 6 年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
日程第28	第47号議案	令和 6 年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
日程第29	第48号議案	令和 6 年度神河町水道事業会計予算
日程第30	第49号議案	令和 6 年度神河町下水道事業会計予算
日程第31	第50号議案	令和 6 年度公立神崎総合病院事業会計予算

出席議員（11名）

1 番	小 島 義 次	7 番	松 岡 宣 彦
2 番	木 村 秀 幸	8 番	藤 森 正 晴
3 番	澤 田 俊 一	9 番	藤 原 資 広
4 番	廣 納 良 幸	11 番	栗 原 廣 哉

5 番 安 部 重 助
6 番 吉 岡 嘉 宏

12番 小 寺 俊 輔

欠席議員（なし）

欠 員（１名）

事務局出席職員職氏名

局長 高 内 教 男 主査 鶴 野 雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長	山 名 宗 悟	建設課長	野 崎 直 規
副町長	前 田 義 人	地籍課長	中 野 友 純
教育長	入 江 多喜夫	上下水道課長	谷 総 和 人
総務課長	平 岡 万寿夫	健康福祉課長	藤 原 栄 太
総務課参事兼財政特命参事		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
.....	黒 田 勝 樹		木 村 弘 美
税務課長	長 井 千 晴	会計管理者兼会計課長	
住民生活課長	平 岡 民 雄		北 川 由 美
住民生活課参事兼防災特命参事		町参事兼病院副院長兼事務長	
.....	井 出 博		春 名 常 洋
農林政策課長	前 川 穂 積	病院総務課長兼施設課長	
ひと・まち・みらい課長			井 上 淳一朗
.....	石 橋 啓 明	教育課長兼給食センター所長	
ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事			児 島 浩 司
.....	高 橋 吉 治	教育課参事兼社会教育特命参事	
			宮 本 公 平

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（小寺 俊輔君） 皆さん、おはようございます。それでは、再開します。

ただいまの出席議員数は 11 名であります。定足数に達していますので、第 117 回
神河町議会定例会第 3 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、廣納良幸議員におかれましては、体調の都合により着座での発言、挙手をもっ
て採決の意思表示を行うことを許可いたしておりますので、御了承願います。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第16号議案から第19号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第1、第16号議案、神河町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の全部を改正する条例制定の件、第17号議案、神河町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例制定の件、第18号議案、神河町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例制定の件、第19号議案、神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例制定の件の4議案を一括議題とします。

4議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。1つだけ考え方を教えていただきたいんですけど、これ全部改正ということは、本来は変えたものはここに全部載ってるってことになりますよね。説明を受けたのは、前の条項で多分説明されたと思うんですけど、本来はこれに似てるからこの分ですよというような言い方だったんですけど、4つとも一緒なんですけど、全部の改正の仕方書いたやつで説明せんとおかしくなってくるんですけど、だから、数が少ない条項で、言われてるのはもっと数の大きい条項になってますよね。その突合どうなってるんでしょうか、そこを教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。本来であれば、説明するところが新しい条項で説明をしなければいけないとは思いますが、ただ、今現在が旧の条例文しかございませんので、より分かりやすいようにと思ひまして、旧の条例のほうが新しくはこういうふうになりますよというような説明をさせていただきました。よろしくお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。言われることは分かってますし、改正点のことも理解してます。ただ、表現でする場合、やっぱり全部改正っていう形ですから、やっぱりこれでこうなりますという話ししていかないとしようがないと思うんですけど、運用は、言ってることはよう分かるんですよ。それは分かりませんかどうやこうや言ってんじゃないんです、条例を整備する上において、今回は全部改正ってことだから、要は、条例全部ずり替えになってしまうということですよ。それで分かる説明していかんと、ちょっと分かりにくいのかなと思って質問した意味やったんです。

○議長（小寺 俊輔君） 答えられますか。

藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課長、藤原です。旧の条例のやつを全部一つ一つ改正文を載せるというのを、今回はもう単純に国の省令に合わすところはもう全ての省令に準じますよということでさせていただいておりますので、見ていただいたとおり、16号議案につきましても第4条までの分しかございませんので、新しい全部改正の部分で説明するというのであればこの4条の部分についてだけ説明をすればというところなんですけど、1条につきましては、町の条例で基準は決めますよということは簡単に言えばそういうことでございます。2条につきましては、申請する要件は法人でありますということで、個人ではなく法人で申請をしてくださいということです。第3条につきましては、国の省令で、町の基準は省令を準用するということを書いておりまして、後段のほうには、文書の保存期間を2年間と国は定めていますけども町は5年間で保存しますよということを書いております。第4条につきましては、暴力団の排除条例のことを載せているというところでございます、簡単に言いますと、3条の後段の文書記録の保存の分と暴力団の排除条例が国とは違っているところですよというところを条文で書かせていただいております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

3番、澤田俊一議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。関連してなんですけども、よう分かりにくいのは、全部改正された後の条例が1条から何条まであるのかも私ら分かれへんし、その条例を全部ここで見るができないので、そういう質問やと思うんですよ。全部の条例が表示されてて、そのうちのこれ1条、2条、3条、4条というのが新しい全部の条例の第何条に当たるのかも私らも分からないし、新しい条例のうちの第何条に当たる場所、この4つの部分についてだけ町としての基準を、国の基準じゃない町としての独自のものですよという説明やったら分かるんですけども、国の準用をするっていう、もともとそしたらこの条例何条立てでどうなるんやということが分からないんでいう質問やと思うんです。言うてること分かりますか。

○議長（小寺 俊輔君） 答えられますか。

平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。この指定居宅介護支援等のやつについては、たしか五十何条の条例だったというふうに記憶をしております。それ以外の条例につきましては、大体200条ぐらいの条例でこのたび整備をしているというところでございます。

そしてこの基準の中に、実はこの書いてある趣旨のところで、第何条何々を書くっていうところなんですけども、これにつきましては、この条文のとこだけを条例で定めるというふうに書いてある文書だけをこのたびピックアップさせていただいたというところでございます。それ以外につきましては第3条で基準に準じるというふうなところになっているというところでございますので、そういった部分で、このたびは、この条例につき

ましては事業者の皆さんに提案している条例なんです。基準なんで、その支援をされる事業者さんの。支援してる事業者さんにつきますと、国から通知はきちんと来てるんです。で、町のやつだけが分からないので、町のやつだけをピックアップさせてもらってこのたび条例として制定をさせていただきたいというところでなってます。

あともう一つは、全部改正の場合につきましては、先ほど澤田議員さんの指摘のあったとおり、第何条のやつがどうなのかっていうのがあるんですけども、条例のつくり込みとしましては廃止と新規ということになりますんで、基本的に全部条例改正する場合は、実は新旧対照表がない、こういった提案の仕方というふうになっておりますので、このたびはこういった形で提案をさせていただいたというところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 3 番、澤田議員。

○議員（3 番 澤田 俊一君） そうしますと、町で定めるべき条例の内容というのは、第 16 号議案のこの基準については 1 条から 4 条までだけでいいということでしょうか。ちょっと回数に制限がありますので、それをお尋ねしたいのと、ちょっと具体的な中身に入ります。

3 ページの参考資料があります。ここにちょっと分からへんのは、5 条とか 7 条とか 16 条 15 号いうのがあるんですけども、これは何の条例の第 5 条なのかっていうのが分からへんです。というのも教えてほしいし、もう 1 点、具体的な中身を質問します。

第 5 条に、ケアマネジャー 1 人につき利用者が 35 人までの基準でしたが、ケアマネジャー 1 人につき 44 人に増加しました。これは、需要が大きくなったので、ケアマネジャーさん、負担は増えますけども、44 人までの計画は自分でつくることができますよということが書いてあるのは分かるんです。その次の 2 行の中身は分からへんですわ。また、要支援の利用者数を 3 分の 1 で計算することになり、担当することができる人数は増加しました。この 3 分の 1 に計算することによって、この上に書いてある 35 が 44 になるのか、いや、3 分の 1 という中身も分からないので教えてください。3 点お願いします。1 点目は総務課長をお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。このたび、まず趣旨に書いてある条例第何条、第何条、第何条って書いてあると思うんですけども、その部分については条例で定めるといふふうに書いてありますんで、その分につきましては、このたびの条例で上げさせていただいてるということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） そしたら、2 丁目以降の 3 ページの部分ですね。そこは藤原健康福祉課長、まずは 5 条とか 7 条とか 16 条というのはどこの何なんだという質問なんですけど。

藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課長、藤原です。第 5 条とか第 7 条というの

は、ちょっと分かりやすくするために町の旧の条例の分を使って第5条というのは使わせていただいております。ちょっと逆に分かりにくくなってしまって申し訳なかったんですけども、今現在、旧の町条例ですね、旧の町条例の第5条で、例えばこういったものが新しくなりましたということで書かせていただいております。

中身ですね、ちょうど第5条の中身の要支援利用者数を3分の1で計算することとなりということでございますが、要介護1から5のケアプランを立てるにつきましては、35人から44人に増えたということです。要支援1、2の方のケアプランを立てる場合は、3人立てたら要介護のこの上の44人のうちの1人とみなすというような形の意味合いでございます。ですんで、要支援の方は逆に、ばっかりやったら3倍の人数が立てられるというような意味です。要介護1のケアプラン立てるに対して、要支援の方は3人で1人分のケアプランを立てたのと同じような人数で済むというような意味合いでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 澤田です。最後確認です。

1ページに戻りまして、第1条、「この条例は」で始まって、その次に第何条、第何条に書いてあるというのは、先ほど総務課長は条例の第何条、第何条って言われましたけども、介護保険法の第何条に書いてあるという理解でよろしいですね。

それで、その次の3ページに戻りまして、旧の条例の5条で35としておったものを、新しくは44人に増えました。これは、国の基準が国のほうの法律の中に定めてある、政令で定めてあるんかもしれませんが、それに定めてあるので、あえて旧の条例では35としとったものを44にするんやけども、国の基準どおりなんで、町では改めては規定をしませんよ、そういう意味でよろしいですね。そう理解してよろしいですか。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。先ほど澤田議員さん言われたとおり、介護保険法に基づく条例の番号でございます。よろしくお願いいたします。

（発言する者あり）介護保険法に基づく第何条ということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原です。先ほどの件につきましては澤田議員さんがおっしゃるとおりでございまして、省令を読み替えるわけなんですけど、中身を載せないということなんで、全部改正なので、で、分かりやすくするために旧の町条例のほうの条例を書かせていただいております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。3回目です。要は総務課長さんにもお尋ねするんですけど、特定の人にだけにつくった条例じゃなくて、見られることはもう

いわゆる町民みんなが見て分かるようにしとかなしやうがないんで、例えばこれはどこへ見に行かなあかんのか、例えば上位法を書くなりしていかないと分からない。やっぱり条例のつくり方、もう分かりやすい、別にたくさんあった、50条あったやつが別に40になろうが60になろうがいいんですけど、追跡できる格好に条例改正せんと、一々聞きに行かんと分からんような条例改正の仕方ちょっとおかしいんで、これ中身は理解できとんですよ。ただ、条例の整備の在り方としては、もう一つ手間が要るのかなと思います。これはいいですけど、要は、あと、条例改正されて、いろんなことして、やはり誰が見ても分かるように。例えば、若者住宅の件にしても、若者だけ見たらいいんです、分かったらいいんですよじゃなくて、やっぱり見られて、ああ、こんな制度もあるんやなって、うちの子にもこんなんでも申請させなきゃなって分かるようにしてあげないと意味ないんで、それを踏まえて、今後の条例改正はそういう対応していただきたいと思うんですが、どうでしょう。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課長、平岡でございます。先ほど議員さんが言われたとおり、町民さん向けの条例につきましては、きちんと最初から最後までつくることが本来というふうにも認識をしております。このたびにつきましては、事業者さん向けの条例というふうなところで、逆にたくさんある中で、町だけが基準を設けるとこだけをピックアップするほうが業者さんからすると見やすいのではないかというふうな部分も含めましてこのたび条例を制定するというところでございますので、御理解を賜ればというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 正直、議員からは、少し今回の全部改正は分かりにくいという意見が出ておりますので、今後の改正後の提案の仕方等々はまた話合いで決めていきたいと思います。議員の皆様も御了承ください。

ほかに。

11番、栗原廣哉議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） この法律ですね、やっぱり上位法に基づいてつくられてるんやと思うんですけど、例えばケアマネジャー1人につき35人までを44人に増加する。また、介護支援専門員でも、今までのやつを3か月に1回という形を今度テレビ電話のほうに切り替えると、そういうふうになっとなんですけど、施行自体が6年の4月1日です。テレビ電話に移行していくっていう、そういうところはそれに間に合うかどうかっていうのを教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。これにつきましては、テレビ電話の装置を利用しての面接が可能になったというところでございますので、必ずしもテレビ電話を使ってしなければならないというわけではございませんし、テレビ電話の装置を利用するというところでございますが、お互いにやはりその機材がないと

会話が成り立たないというわけでございまして、これにつきましてはそういった御家族さんでも、言うたらスマホとかを利用して会話をできればいいですけど、そういった方は限定はされてくるこういった利用方法なのかなとは感じております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 今の説明では、ならテレビ電話できひんかったら前と同じことになるんですね。あんまり、どういうんですかね、合理化にはなってないんじゃないかと思うんですけど。

それと、実際に35人を44人にするということは、結局1人が見る人数が増えますよね。だからテレビ電話でも活用できるっていう意味と私は理解しとんですけど、そうじゃないんですかね、これ。そうやないと、介護する人もケアマネジャーさんにしても大変やと思うんですけど、その辺どうですか。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原です。確かに35人から44人ということで、1人当たりのプランを立てる方が増えるということでございます。それでもちまして、テレビ電話等を利用しましたらそこまで行かなくても済むというところで、そういった方がお互いが利用できるのであれば利用していただければ、その分行く往復時間が省略はできますので、その分助かるのかなと思いますが、全ての方が高齢者、独り暮らしの方とか御夫婦でとか、なかなかそういうのにたけてない方については、利用もなかなかできないということもございまして、そういったところは御家族様が利用できる方がいらっしゃればそういった方法も今まではできなかったけれどもできるということで、全員が全員テレビ電話で対面でというわけにはいかないと思いますけども、できる限りそういうのも利用していただけたらいいかなと思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

質疑のある方。

1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島です。今の関連ですけれども、35人が44人に増えたということですね。これ利用者側のメリット、あるいはデメリットですね、いわゆる不利益を被らないとか、そういうことはどうなんでしょうということです。

それともう一つ、テレビ電話が現在使われているかどうかということですね。現在使用されている状況になっているのか。それともこれからの話ですと言われるのか。これからの話だったら、それをどのように広めていくのか、テレビ電話をどう導入していくのかという、そこら辺の予定というんですか、先を見通したことはあるんでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） テレビ電話等の装置の利用につきましては、今までは

使えなかったということでございまして、必ず対面で、ケアプランを作成するのに対面でしなければいけないというところになってましたので、テレビ電話等の装置を利用というのは、これから利用ができるというふうになったということでございます。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原健康福祉課長、ほかに、35人から44人になったことで利用者側にデメリット等は発生しないのかというのと、もう1点が、テレビ電話がこれから導入されるのであれば、それをどうやって周知、広めていくのかという質問も併せてありますので、その2点についてお願いします。

藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 35人から44人ということで、1人当たりのケアマネジャーの担当が増やすことができるということでございますが、これにつきましても一概にいきなり増やすというわけではなく、支障のない程度に徐々に担当も増やしていただけたらなというふうには考えております。

テレビ電話の装置……（「装置の普及をどう考えるのか」と呼ぶ者あり）これからのそれにつきましては、これまた施設長会議とか、そういったところでも周知をしていきますし、また住民さんの方につきましても、これからそういった利用ができますよということは周知はしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島です。大体のことは分かりましたけども、いわゆるこれを、人数を増やすことによって利用者側が不利益を被るということはないと見てよろしいんですね。

それともう一つ、テレビ電話のこの普及ですね、それはどういうふうになされようとしているのかということ、この2点をお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。ケアプランの人数が増えましても個人の方に不利益がないようにまたケアマネの担当の方にはそれぞれ周知はしていきたいと思っておりますし、そういったことはないと考えております。

また、テレビ電話の普及につきましては、特に町のほうからテレビ電話を支給するかそういったことは考えておりませんで、手持ちのスマホとかを利用してできればいいのかなと考えておりますが、そういった利用ができるというところの周知については、広報はこれからもやっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

5番、安部重助議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。3点ほどお聞きいたします。単純な質問でございます。ケアマネジャーさんの仕事内容、恐らく主にはこのケアプランを立て

るということが大きな仕事だとは思いますが、それ以外に介護支援等にも回られることもあろうかと思います。それらの仕事内容が1点目。

それから、35人から44人に増になって、仕事内容が増えるということでございます。その増えた分について、それぞれやっぱり負担が変わります。それに対しての手当、そういうものがアップするかどうか。そういうことも、その2点ですね、お願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 木村健康福祉課保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 失礼します。健康福祉課の木村と申します。よろしくお願いします。先ほどの安部議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

ケアマネジャーの業務としましては、それぞれ毎月その方のおうちのほうに訪問させていただきまして、その方の今の現在の状況確認、それから月々のプラン、来月ショートであったりとかデイであったりとか、その人の状況に合わせての月々の計画をさせていただいてるような状況です。月々の月1回の訪問と、それ以外に何かあれば緊急時の対応ということで、日々相談等に応じていただいているような状況になっております。

35人から44人にということで、法改正ということなんですけど、今現在、神河町におきまして、要介護1から5の認定者におきましては、在宅の方が大体約350人ぐらいいらっしゃるような状況になります。そのうちケアマネジャーさんが約13人ほどいらっしゃいますので、今現在としましては35人からすぐに44人に増やさないといけない状況ではないかなと思います。ただ、今後2040年に向けまして、まだまだ要介護認定者が増えるような見込みになっておりますので、そのことも踏まえまして、今後は持っていただく件数が増えてくるかなと考えております。また、報酬に関しましても、要支援の方におきましても、報酬改定はまだ確定では出ておりませんが、増える見込みとなっております。以上となります。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

まず、第16号議案について討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第16号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第16号議案は、原案のとおり

可決しました。

続いて、第17号議案について討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第17号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第17号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第18号議案について討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第18号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第18号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第19号議案について討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第19号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第19号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第2 第20号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第2、第20号議案、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。この件については、4月以降、教育委員会に指導主事を配置されるための条例の一部改正というふうに説明がありました。これについて、前々から総務文教常任委員会等で教育の専門性ということで指導主事の配置ですとか社会教育主事の配置等について私のほうからお願いしてきて、今回、指導主事さんが配置されることによって神河町の教育の質が向上することについては大変よ

いことだと思っております。ありがとうございます。

その中で、1点教えてほしいんですけども、提案説明の中で、当該の職員の方が県費教職員を一度退職して町職員になられるという説明があったんですけども、これ退手組合のほうは継続というふうに考えてよろしいですね。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。退手組合につきましても、地方公務員、公立学校教職員から脱退して我々と同じ退手組合のほうに移行されるということでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） ちょっと私認識不足で、退職手当組合のほうはもう継続なのかなと思っとったんです。というのは、退職手当組合を一旦切れると、当然退職金の支払い等が発生するんやと思うんです。今度、数年間、町職員としての退手組合に入って、また現場へ帰られる見込みあるので、また県の教職員の退手組合に再度入られる。そうしたときに、年数によって退職金というのが変わってくると思うんですね。一旦ここで切ると、その年齢で一旦退職金もらわれてしまう。通算年齢が変わりますので、率が変わってくるってということが考えられるんですけども、不利益にならないのかなというのを教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。公立学校共済から地方公務員共済のほうに移行しますけども、最後、退職金につきましては、退職、定年退職する際に在職している退手組合が支払うということでございます。ですので、今回は一時的に受け取ることなく、継続して引き継がれるというふうなことでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第20号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第20号議案は、原案のとおり可決しました。

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 3、第 2 2 号議案、神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第 2 2 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第 2 2 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 4 第 2 3 号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 4、第 2 3 号議案、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第 2 3 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第 2 3 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 5 第 2 4 号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 5、第 2 4 号議案、神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3 番、澤田議員。

○議員（3 番 澤田 俊一君） 3 番、澤田です。1 点だけ教えてください。添付資料の

50ページに、第8期の計画と第9期の計画の所得段階の改正が出てます。今までの町独自に10段階ということでこの3年間は来たんですけども、令和6年、7年、8年については、今回の計画の見直しにおいて所得段階を13段階、これは国の基準に合わせるというふうに説明があって理解はしとるんですが、今回10段階から13段階に改められた意図ですね。恐らく所得に応じた、しっかりとした高額所得者にはしっかりと負担をしていただきたいという思いでのこの10段階から13段階への改正やと思うんですけども、その辺の意図といいますか、それで13段階にすることによって低所得の方々の負担というのが、高額な所得者の負担が増えることによって低所得者の方々の負担というのが軽減されていくのかどうか。需要が大きくなるので、高額の所得者からより高い負担を求めるという趣旨なのか、一般の方々の負担を軽減するため、できるだけ抑えるためにこのような13段階にされたのか、どちらなのか。そうじゃないのであれば、意図といいますか、それを教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。高所得者の方の保険料を上げるということにつきましては、澤田議員さんがおっしゃられましたように低所得者のほうの保険料を安くするということと、あとは介護保険の保険を維持するためにやっぱり保険料収入も増やしていかなければならないということで、高所得者の方については、より多くの保険料を求めるという両方の意図があるということを国のほうからは通達で来ております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） あくまで保険ですので、国保も同じ保険ですから、いわゆる応能の考え方で保険料っていうのは決まるというのはよく理解しとるんですけども、今回、前の10段階から今度13段階にしますと月額4,000円以上の負担が大きくなるということで、特に高所得者に対しては通知の段階で丁寧にこういう負担が増えることについての理由といいますか、先ほど課長がおっしゃったような、いわゆる応能の考え方をしっかりと高額な所得者に伝わるように、通知の段階で、通知なりその前の広報等でその応能の考え方をしっかりと町民の方々に分かっていただけるように周知をお願いしたいと思いますが、その辺の考え方、教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。実際に保険料というのは7月に介護保険料は決定されますので、それまでにこういった保険料の変更等、また、高所得者の方については高くなるというような応能の負担割合の理由というのも広報等でお知らせをさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第24号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第24号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第6 第25号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第6、第25号議案、神河町し尿くみ取り手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

6番、吉岡嘉宏議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。中間くみ取りの手数料が上がるということで、仮設トイレ、これについて住民課長さんのほうからしっかりと説明は聞いたんですが、2,778円が5,455円ということで、もう倍ですね、なると。これは確認の質問なんですけど、その仮設便所のトイレの槽は何リットル槽なのかということと、それが1点と、それから近隣の姫路市、朝来市あたりは幾らの仮設便所のくみ取り料になっているのか、この2点お願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。今回の条例改正で、中間くみ取りっていう撤去するまでの間のくみ取りという料金設定がなくなって、もう仮設トイレのくみ取り1回幾らという料金の改定をさせていただいたわけなんですけども、お尋ねの容量ですね。これは、仮設トイレは500リッターということでございます。

近隣自治体の料金ですけども、姫路市のほうに確認しますと、姫路市においては、仮設トイレの条例で定める料金はなくて、業者さんの価格でくみ取りをされているようです。姫路市はエリア分けで何社か許可業者が仮設トイレのくみ取りに行かれるようなんですけども、ちなみにこの神崎郡を回っていただいている橋本株式会社さんにおかれましては、旧香寺町を回っておられるようですが、お聞きをしますと、1回8,000円でくみ取りをされていると聞いております。それから、北隣の朝来市のほうにも確認はしたんですが、朝来市においては、一般の家庭のトイレ、そして仮設トイレという区分はなくて、くみ取りの料金としましては、基本料金が1回530円。あと、量に応じて100リッター当たり1,260円というふうな料金に決められておるようです。それで計算しますと、仮設トイレ500リッター組み立てた場合、6,830円というふうな価格になるということでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 1点教えてください。神河町で仮設トイレっていうのは、私が知ってる範囲ではスキー場の上小田にあった分とかバス止めてるところにある分ぐらいなんですけど、ほかにあるんですか。どれぐらいあるんか、それだけ教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。固定といいますか、常時置いてある仮設トイレでいいますと、先ほど議員さんおっしゃった箇所かなというふうに思います。あと、工事で一時的に業者さんが使用される、その工事の期間だけ置かれる、そういったトイレのくみ取りの申込みがあるということでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第25号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第25号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第7 第26号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第7、第26号議案、神河町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。今回の地域優良住宅への入居のこの第2項を設けられたのは、能登半島地震等での災害の対応ということで、空いてるところに入っていただけるようにということでの改正ということでの理解してます。それについてはよく理解しておりまして、いいことだと思います。その中で、新旧対照表の54ページのその中に、災害、不良住宅の撤去、その他特別の事情がある場合において町長が適当と認める場合ということがあるんですけども、災害は提案説明で理解できたんですが、不良住宅の撤去、この部分が具体的にどういうことを想定されてるのかということを教えてほしいのと、もう一つは、その他特別の事情がある場合、これいろんな条例でこ

ういう規定があるんですけども、その他特別の事情というのを認められるのは町長でして、その都度、どんなことがあるか分からない中で、その他ということでこういう規定があるのは理解した上でなんですけど、具体的に想定されていること。というのは、そのときの判断を一旦その他特別の事情があるときということで判断されると、それが先例になりますので、今どういうことを想定されてその他特別の事情ということ、どういうところを想定されているか、現段階で考えがあれば教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。先ほどの不良住宅の撤去ということでございます。危険な状態かなというところなんですけども、具体的に少し不良住宅の定義という部分をこちらで明確に確認をしているわけではございませんでして、条文には国のほうとか他市町の条例につきましてもこういった明記がされているということでございます。想定されるという部分でしたら、年数がたって危険な状況になってる部分かなというところなんですけれども、この不良住宅につきましては、きちんとこちらで明確にこういった状況ですよというところまでの御回答が少しできないかなというところでございます。

その他の特別な事情ということですけども、これにつきましても先ほどの御回答と同じようなことになるんですけども、特に特別な事情がどういうていで想定しているかというところにつきましても、これは具体的にそういった状況が発生しないと、なかなかこういったところが該当になりますよということまでのお伝えは少しできないかなというところでございます。しかしながら、先例ということもありますので、十分内部で協議しながら、この特別な事情に該当するかどうかは慎重に考えていかなければならぬかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。その他特別の事情がある場合というのはいろんな想定をされるということで、これは一度内部でしっかりとその判断の基準ですね、それははっきりしておいてほしいと思います。その前の不良住宅の撤去の部分が、上位法であるとか他の市町で定めてあるので、しかしながら、神河町ではそれについてよく分からないというふうな私は受け取ったんですけども、回答、これはやはり条例の文面にうたうわけですから、町としてこの不良住宅の撤去とは何なのかということはしっかりと今後詰めてほしいと思います。

今回の災害に合わせて、これは能登半島地震だけじゃなしに、町内で発生したときにもこれは対応できるということですので、今回の条例の改正については、私は趣旨については賛成しますけども、先ほど言いました質問の中の不確実な部分については、今後、内部で早急に詰めていただくようお願いをしておきたいと思います。これはもうお願いですので回答は結構ですけども、よろしくお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 不明確な部分のままでは駄目ですので、想定をされた上で、し

っかりと想定をしていただいて、また、不良住宅の撤去についても明確な基準なりなんなりを設けるようお願いしておきます。

ほかに質疑のある方。

9 番、藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） 9 番、藤原です。1 点だけ教えてください。こういう災害対応ということで実際する場合、例えば空き室を何ばか持っとかなあかんとかいうような規定とか何か要件はあるんですか。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。災害時のために空けておくというような規定は、町営住宅に関してはないということでございます。ただ、そういった特殊性、そういった災害時のために建設したような住宅ということであれば、そういった規定はあるかなと思うんですけども、今回この町で設置しております町営住宅に関しましては、災害時のために空けておくというようなことはございません。ただ、今回そういった空き室があったということでございますので、入居のほうをホームページ等に載せさせていただいて、対応させていただいたというところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第 26 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第 26 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 8 第 27 号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 8、第 27 号議案、神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第 27 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第 27 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 9 第 28 号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 9、第 28 号議案、神河町体育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

3 番、澤田議員。

○議員（3 番 澤田 俊一君） 3 番、澤田です。1 点教えてください。すば一く神崎を町の施設にということに加えることについては理解をします。その中で、料金の設定が 57 ページの提案書にあるんですけども、ゲートボール場については、町民以外は倍額になりますと規定があります。クラブハウスは、クラブハウスのみを利用するときの金額として設定があるんですけども、これはゲートボール場とクラブハウスを両方利用するときは 1 時間 200 円でいいというふうに私は理解しとんですけども、それでいいのか。町民以外の方は倍額になるということ、それでいいのかということと、もう一つはクラブハウスについては、町民以外の方の倍額という規定はないんですけども、これは町民の方々も町外の方々も、クラブハウスのみを利用するときは 200 円というふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 宮本教育課社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 教育課、宮本でございます。今回の料金につきましては、現在のすば一く神崎の管理規程に基づいて、そのまま料金を設定しております。ゲートボール場につきましては町民以外は倍額ということなんですが、クラブハウスにつきましては町民、町民外を問わず 200 円ということなんですが、過去のほうを調べてみたんですけども、クラブハウスだけを利用と言われる方が今のところありませんでした。大体がゲートボール、それからグラウンドゴルフなどをするときにはクラブハウスでちょっと休憩をされとかいうような形で使われてるような状況でございますので、今、現在のすば一く神崎の管理規程と合わせまして、同じ料金設定としております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 3 番、澤田議員。

○議員（3 番 澤田 俊一君） 3 番、澤田です。今の管理規程をそのままこちらに移したということなんですけども、それで利用の形態がもうクラブハウスのみの利用というのはないのであれば、逆に言うと、ゲートボール場とクラブハウスを一体のものともみな

したような改正でもよかったんじゃないかなと思うんですけども、今回についてはそのまま移したということですけども、今後の考え方ですね、整理も必要ではないかなと思うんです。

それで、同じ施設で、使い方によって倍額になる場合とそうじゃない場合がある。仮に町外の方が使われると、今、私が言った提案にすると、町外の方のクラブハウスのみっていう部分が負担が今度逆に倍というような形で増えるかもしれませんが、もう少し今後、精査をお願いしたいと思いますけど、よろしくお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 宮本教育課社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 教育課、宮本でございます。ただいまの御意見に対しまして、今後、他の施設についても料金の見直しをしないといけないというところで、そのときに全て見直しをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑がある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第 28 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第 28 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 10 第 29 号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 10、第 29 号議案、神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第 29 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第29号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第11 第30号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第11、第30号議案、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更についてを議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第30号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第30号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第12 第31号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第12、第31号議案、姫路市中播消防署北部出張所建替え用地等の取得の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） すみません、9番、藤原です。買われる土地3筆のもし路線価分かれば教えていただきたいのと、もう一つ、裏の図面見ていただきたいんですけど、平面図で税務課の地図だと思うんですけど、ブロック塀との間に隙間がある部分があるようなんですけど、その分もこれ買われるのかってということと、もう一つ、これ山下がり、ぐるりブロック塀の外側に多分水路、青線かどうか分かんないんですけど、あったと思うんですけど、そこも含まれて買われるのか、この中に入ってるのかということ。それと、この中でもし支障物件だとか、この建物以外に何かあるような状態なっとなのか、ちょっとそこら辺り分かれば教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 答えられますか。

井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。ブロック塀と駐車場、間というのはちょっと少しどの辺りなのか、もう少し明確な場所を教えていただけたらというふうに思います。

あと、青線、水路に関しましては、山裾のところの部分と言われてるのかなと思うんですけども、あそこには通常には水路は、私の確認する限り存在はしておりません。ただし、素掘りの水路がありまして、そこから南のほうには流れております。購入するしないという部分に関しましては、その用地につきましては、恐らく山林部分になるのかなというふうに思っております。既存の状態を取りあえずは考えてはおりますけれども、必要であればということで、ちょっと今後少しその辺りも検討が必要になってこようかなというふうに思っております。

その他の建物といいますと、購入する予定の敷地内に少し鉄筋造りかなというふうには思うんですけども、建物が倉庫のような形で建っております。その部分につきましては、建物としての購入というわけではなくして、土地と一体として、最終的にはそこは取壊しをする予定ですが、そういった建物はございます。

路線価につきましては、今ちょっと確認ができておりませんので、ここにつきましては不動産鑑定入れておりますので、その辺りの資料がございましたけれども、少し手元に資料がございませんので、申し訳ございません。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 9 番、藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） すみません、9 番、藤原です。図面見てもらいますと、4 7 1-1 で門型クレーンがある、右側のほうにね。2 本線引いてあって、内側に点々、1 センチあたりかな、7 ミリぐらいにぽつぽつとある部分、それはブロック塀ですよ。ね。ということは、この図面の色塗ってあるラインとの間に隙間がありますよね。たまたま、これ地籍図と、それと航空写真とのずれがあるから一概には言えないんですけど、ちょっと隙間があるさかい、それされてるのかなと思ったのと、それと、ここやっぱり山下がりの低い土地になりますんで、多分水路は耕地部分で多分、地籍で入ってるのかなという気はするんですけど、山と分けてね。そうなりますと、水はけとかいろんなもんになりますと、境つくってもあと維持管理もしにくいだろうし、それも含まれているのかなという意味で確認で聞いたんです。ちょっと場所、大体分かりますか。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。西側の田んぼとの境界の部分なのでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 井出参事、違います。北の山裾側のことを言われてると思います。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 申し訳ございません。今、山裾との境界部分、ここブロック塀が入っております。購入するしないという部分で申し上げますと、あくまでもこの 4 7 1-1 の土地が地籍調査で測量もされておまして、境界も出ておりますので、ここのこの部分のみを購入するというふうに考えております。

水路に関しましても、現地には入っております。地籍調査も終わっておりますので、ここに水路というものは、山林部の字限図、また地籍図も確認しますけれども、そこに

は水路は明示はされてなかったということでございます。

当然おっしゃられるように、ここ山下がりの水が流れてきますので、その辺りも今後の造成の中で対応を考えていかないと駄目かなと思っておりますけれども、この土地につきましては、地盤がかなり水路よりも大分高くなっておりますので、土地自体に影響を及ぼすことはないかなとは思っておりますけれども、その辺りも今後、調査をしながら進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ここで暫時休憩とします。

井出住民生活課防災特命参事は、臆測の答弁ではなく、休憩中に路線価を調べていただいて、また先ほど藤原議員から質問のあった山裾の水路等もしっかりと調べていただいて、再開後に再度答弁をお願いいたします。

再開を１０時３５分とします。

午前１０時１０分休憩

午前１０時３５分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

それでは、休憩前の藤原議員よりの質問に再度答弁をお願いします。

井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。それでは、まず路線価についてお答えをさせていただきたいと思います。

路線価につきましては、令和３年時点の価格ということでございますけれども、近くに雑種地での部分が出ておりますので、雑種地で１万円という価格が出ております。また、近傍の宅地で見ますと、県で発表されているもので１万３,０００円という価格が出ております。今年が評価替えということですので、そういった部分で今、現時点で確認できる価格につきましては、宅地で１万３,０００円というふうに出ております。

山裾側に入っている水路とブロック塀、そしてこの図面で見ますと、その間に少し白字で表示されてる部分がございます。これにつきましては、この図面自体、担当者で作成しておりまして、地籍図をこの地形図にかぶせているという状況でございます。ですので、このラインが明確なラインであるかどうかといいますと、そういうものでは、今、現時点ではありません。この境界をきちんと出すということになりますと、現地での復元作業という部分になってこようかなと思っておりますので、現時点ではこのラインがブロック塀の内か外かという部分につきましては、ちょっと今時点では明確にお答えはできないということでございますけれども、あくまでも今回購入するのはこの４７１－１の土地の境界ラインということで御理解いただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 水路について。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） すみません、山裾の水路につきましても、先ほども申し上げましたように、地籍図、また字限図でも、この山裾には青線等

の水路は確認できておりませんので、水路自体は図面上にはないということで御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

7 番、松岡議員。

○議員（7 番 松岡 宣彦君） 7 番、松岡です。先ほどの藤原議員の質問の続きになるかとは思いますが、何件かお尋ねしたいと思います。

建物が建ってるんですが、あれは築何年ほどたってるものなのか知りたいのと、それとあと、土地自体は神河町が購入するっていうのは理解できるんですが、今度建物を建てる時にまでに整地をしたり整備をしたりする費用は神河町がやはり持つのか、更地にしてしまうのにな、いうのを神河町が負担するのかお聞きしたいのと、それとあと、土地の価格、今少し聞きましたけれども、鑑定士を入れてるっていうことを聞きましたんで、鑑定士のほうの評価、出してるその金額とかをお聞きすることはできるんでしょうか。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） まず築年数から順番に。

井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。この建物につきましては、1 階部分が昭和 57 年 7 月に建築されておまして、42 年が経過しております。2 階部分につきましては、増築という部分で昭和 61 年にされておりますので、築 38 年が経過しているというような状況でございます。

造成費用につきましては、当然土地の所在地ということで神河町で予算化してまいりますけれども、この消防署の建て替えによる費用につきましては、神河町、市川町、福崎町、それぞれ 3 町で人口割によって負担をしていただくというようなことになります。

この土地の価格ですけれども、不動産鑑定を入れまして、今回全て建物も込みで 8,000 万円というような形ですけれども、この不動産鑑定の結果では 8,095 万円というような価格が出ております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

3 番、澤田議員。

○議員（3 番 澤田 俊一君） 3 番、澤田です。1 点、今後の考え方ということで教えてください。この用地購入については、後ほどの令和 6 年度の一般会計で消防費のほうで一括で予算計上されてるということで理解はしたんですけども、取得のときに、この 2 ページの図面を見ると、青の網かけの多目的用地と、あとは青のいわゆる消防署用地ということで、現在の形状で用途を区分して購入されようとしております。私自身は、この図面を見たときに、いわゆる県道 8 号とこの消防用地と多目的用地のところに、境にブロック塀がありますけれども、これが物すごい鋭角に交わってんですね。後々の用途

を考えると、私はできる限り多目的用地側に消防用地をもう少し譲って、間口から何メートルかいうのはまだ現地で今から土地利用によって変わると思うんですけども、できるだけ間口から奥行きを県道と直角になるような土地利用をされるべきじゃないかなと思うんです。それは、これ財産上、この消防用地、多目的用地ということで区分して取得されるのであれば今のうちから検討してもらわんとあかんし、購入された後にそれを面積を案分されるのであればそれはそれでいいと思うんですけども、将来の、今は消防用地、多目的用地ということで購入したいということで提案がございますので、後々の用途を考えたときに、できるだけ県道と直角に交わるような境を奥行き何メートルかでも西側に譲って、そういう境にすべきではないかなと思うんですけども、これ今後の用途のことですから先の判断になるかもしれませんが、現在、取得の段階でどのようなことを考えておられるかなということをお聞きしたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。この土地の利用方法、利用に関しましては、消防署のほうとも十分協議を進めております。今、現時点でのお話を申し上げますと、この青で網かけをしている消防署用地でどういった建て方ができるかということで検討を進めているということでございます。今後の活用に支障があるということであればそういったことも考えていかなければならないかなと思うんですけども、そういった御意見も参考にしながら今後協議を進めていきたいというふうに思っております。この用地取得した後は、また分筆の登記等を実施することも考えております。そういった検討の中で、どういった境界を設定するのがよいかという部分も含めて検討してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 今、井出防災特命参事の答えでおおむねは了解はするんですけども、やはり今の形状にこだわることなく、今のあの境のブロック塀にこだわることなく、後々の建物の消防署の建て方も含めて、柔軟に考えていただきたいと思いますので、お願いをしておきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） これに対して何か答弁はございますか。

井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。今の御意見を参考にしながら進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第31号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第31号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第13 第32号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第13、第32号議案、令和5年度神河町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。7ページに繰越明許費の一覧表があります。金額の欄なんですけども、栗賀小学校の跡地整備事業6億2,753万円ということと出てるんですけど、令和5年度当初予算では8億円の負担行為をされた部分と、それから監理業務で3,000万円だったかな、あったと思います。その工事のほうはたしか8億、入札でちょっと250万円ほど減ってますけど、8億としましょう。6億2,700万円ということは、何ぼや、1億7,000万円ぐらいが結局は令和5年度で消化できるという形になるかと思うんですけど、この前の説明では約6.3%ぐらいしかできてないって言うておられましたね。あの全体の工事費は多分5,000万円ぐらいやったのかな、ざっくり。その後、差が出てきますよね。その分はどないなってるんでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。藤原議員さんの質問にお答えしたいというふうに思います。

今回、繰越明許費の部分で栗賀小学校跡地整備事業費につきましては、負担行為、当初予算では8億円というふうなところと、それから管理費の中で3,300万円というふうな形で債務負担行為をつけさせていただいておりました。今回、施設整備の中で、補助分と補助外で単独分というふうなことに分かれてくるんですけども、予算的には整備費、建物の整備、公園の整備を含めて、令和5年度の予算では6億5,000万円の予算を組んでおったと。それから、管理費については2,472万8,000円の予算を組んでおりましたというところで、今回この3月末での出来高というふうなところがさっきおっしゃってございました5,000万円程度になるというふうなところ、6.3%の出来高によりまして、今回の出来高、当初予算から出来高を引いた残りを繰越しというふうな形にさせていただいております。

数字的に申しますと、補助分で4億円、出来高が2,833万8,000円で、繰越しとしましては3億7,166万2,000円。それから、単独分ですね、補助対象外の部分で2億5,000万円、出来高としては1,711万8,000円で、繰越分が2億3,288万

2,000円。それから、管理費の部分でありますけれども、2,472万8,000円の予算に対しまして、出来高が1,742万円ということで、2,298万6,000円が繰り越すと。その合計が6億2,753万円ということになりますので、その金額を繰越しをさせていただくというふうなところになっております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。一般的に言うて、単独、単独じゃないっていう、補助と単独。発注する場合はもう突っ込みで1つとされてますよね。分離して発注されてませんよね。基本的にこの全体の事業費というのは、もともと説明聞いているのは8億円。だから、補助外も補助分も単独分もくっつけての形ですよ。それ分けるのおかしい話になってくるんで、基本的ここに出てくるのは、全体もう一つ。内輪的に分けられるのは、いわゆる補助分と補助対象外と、それは分かりますよ。ここに出てくるのは基本的にもう一本で出てこないとおかしい話なんで。ただ、聞いてたのは、いわゆるちょっと8億より少し切れて7億9,750万円ほどかな。多少切れてますけど、そうなりますと、いわゆる5,000万ほど残ったものが全部本来は残ってこなあかん話はなってるんですけど、そこら辺がちょっと理解が分かりにくいところなんですけど、そこらはどんななるんですか。何か分ける必要性がない、出てくるの一本のはずなんですけど、それはどうですか。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。石橋のほうで内訳を申し上げました。繰越明許費の中で、予算としてお示しをしている部分については、補助分も単独分も含めた全体の部分ということでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 栗原です。繰越明許費の土木費、道路橋梁費で、道整備交付金事業ですね、これ線形決定に伴う関係者協議に不測の日数を要したためとなってますけど、不測の日数を要した、この理由をちょっと教えていただけませんか。

○議長（小寺 俊輔君） 野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） 建設課、野崎でございます。道整備交付金事業で繰越しを行いました理由としまして、関係者との協議ということで不測の日数を生じたということでございますけども、今、設計業務に入っておりますので、その路線の線形をきちんと決めてから協議をしたいということで、交差点もございますので、公安との協議ということもございます。そういうような中で、きちんと設計業務、それからあと、それぞれ関係する土地所有者さんに説明もしながら線形を決定しておりますので、その辺でいろいろとちょっと日数を、その協議の打合せの日程調整に不測の日数を、時間がかかったということで、この3月いっぱい設計業務までできないということがございましたんで、

繰越しをさせていただいたということでございます。御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 今の説明では、公安、警察のほうの分と、あと住民の人に対しての分で遅れたと、そういうことを言われとんですけど、前もって分かっておけば別に警察のほうも行きゃあできると思うんですけど、メインとなるのは住民の方に対する説明ですか。

○議長（小寺 俊輔君） 野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） 建設課、野崎でございます。住民の方もそうです。特に町外の方がおられまして、その方々に連絡をして、直接行って打合せをするということと、それと、土地所有者さんがもう亡くなられて相続されてないというところもございまして、その相続調査というか、その辺も含めてちょっと日数がかかりましたので、今年度の3月いっぱいまでの設計業務の終了ということにならなかったということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。歳入の予算書の17ページ、21款の諸収入、雑入です。雑入の7節の起債償還受入金355万円の減額。これは、説明ではグリーンエコー笠形の償還補填の部分ということで、いわゆる協定書にうたわれている使用料といいますか、施設の使用料の部分が、本年度も、いわゆる令和5年度運営の収支が赤字見込みであるために、協定書の規定に基づいて減免をしたんだと思うんですけども、1年目についてもトータル1,600万円の赤字があって、これについては専決処分をされたんですけども、議会としてはその専決処分については承認をしませんでした。それは時期の問題があったのと、もう一つは、私もその当時反対討論したんですが、今後の事業計画ですね、黒字になるための事業計画が出ていない。説明も協議もない中で専決処分されることはいかななものかということでしたんです。今回は年度末のこの3月定例会で補正が出てきたんですけども、2年続けて赤字になってます。前年と合わせて700万円を超える部分の町の収入がなくなるわけです。指定管理者に代わって町が償還せんとあかんわけですね。これ、町の貴重な財源を使って償還せんとあかんわけです。こういうことが2年続いております。この2年続いている状況、現在の状況がどうなのか、どんな話を指定管理者とされているのか、今後の再建に向けた事業計画についてどんなお話をされているのか、現在の状況を教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課の高橋でございます。今、澤田議員の御質問についてお答えをさせていただきたい

と思います。

昨年、決算認定であつたりとかいう中で御指摘もいただいた上で、12月に監査委員さんによる監査も受けていただきました。その昨年9月には、今までの指定管理者のグリーンエコーの運営の計画であつたりとかつていうところの改善計画いうものを提出していただきました。現在、その経営改善計画に基づいて経営のほう行っていたいておりますけれども、先日もこの355万円の減額免除についての依頼が届いたところにつきましては、今後どうするんだというところのお話をいたしました。今現在、経営改善計画に基づく経営は、収支計画については、ほぼ予定どおりかなというところで動いているところでございます。ただ、その中でもたしか50万円ほどは収支、赤字の圧縮には努めていただいているところかというふうに認識はしております。ただ、今おっしゃいました、2年続けて355万円の減額免除というところにつきましては、町の財政負担を、700万円余りを強いられているというところにつきましては、3年目につきましては、町としても毅然とした対応で進めるべきかなというふうに考えております。また、町の方針をしっかりと伝えさせていただいた上で、事業、また運営を行っていただきたいというふうに考えております。そのことをしっかりとこちらも注視しながら、グリーンエコー笠形、株式会社ドリームアウェイさんにつきましては、頑張っていたきたいという思いをお伝えをしていきたいというふうに思っております。

ただ、その反面、今までの指定管理者様が赤字を出しながらも頑張ってきたところはこちらも分かっているところでありましてけれども、これは今までの指定管理者のほうも経営や運営、並大抵ではなかったんではないかなというふうに思っています。が、今後3年目を迎えるに当たって、先ほど申しましたとおり、毅然とした対応で進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、現在の収支額でございます。今、令和5年度の収支見込みとして提出いただいている中途報告というところですが、売上合計につきましては9,528万9,068円。そして、支出の経費の合計につきましては9,980万1,373円ということで、マイナスの451万2,305円いうところで、今回施設利用料の355万円に対して令和5年度の収支見込みが451万2,305円の赤字であることから、減免の申請をいただいているというところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） グリーンエコー笠形の指定管理の決定については、令和4年1月の臨時会で執行部側から提案がありました。ほかの指定管理施設については12月の定例会での議決になりましたけれども、いろいろな事情があつて、翌年1月、令和4年1月の臨時会での議決でした。そのときには反対もありました。全会一致ではありませんでした。議会としても、これを議決した責任があるわけです。ですから、この間ずっと、我々も責任を感じるので、町費を圧迫しているので、こういうことを私もずっと続けて質問をしとるわけなんです。それは御理解いただきたいんです。

当初、グリーンエコー笠形の指定管理については、募集段階では３年の募集要項だったと思います。それを、現在の指定管理者は１０年でやりたいと。なかなか最初は赤字なんで、それを回復して１０年でやりたいというたしか提案があって、当時の指定管理の選定委員会では、２者からの提案があって、それを選定委員会で慎重に評価をされて、その評価結果を受けて、町長から指定管理者の指定についての議案が提出された、そういう経緯があります。町としては３年でということだったのが、１０年に来てます。ですから、そのときの理由も、私の記憶では、なかなか赤字を黒字に持っていくには年数がかかるのでということで長期にやらせてほしいという話はあったことは確かなんですけども、先般の総務文教常任委員会でも、今、学校の跡地活用についてもいろいろな課題がありまして、３年目を迎える前に撤退が２つございました。そのときの総務課長のお話でも、３年というのが一つのやっぱり区切りになるということをおっしゃいました。

それを踏まえて、今ひと・まち・みらい課の高橋特命参事からは、３年目は毅然とした態度で臨みたいという発言がありました。その毅然とした態度で臨むというときに、実は赤字の場合に３５５万円を減額することができるというのは、１０年の基本協定ではなしに、年度協定に明記してあります。ですから、年度協定ですから、この協定は来年度、この文言は直すことができると思うんです。毅然とした態度で臨んでいただきたいので、この年度協定書のこの赤字の場合は減免することができるというこの条項を、毅然とした態度で臨むために、町の思いをここは変えていただきたいなと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。澤田議員の御質問にお答えします。

毅然とした態度でいうところで、年度協定書の減免することができるという文言についてどうかということでございますが、ここの部分については、執行部側、十分検討させていただいて、それをドリームアウェイ様のほうとも十分意思疎通のほうさせていただいた上で、年度協定のほうにつきまして精査をしてみたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（３番 澤田 俊一君） 今ひと・まち・みらい課の商工観光特命参事からそのような本会議場での答弁がありましたので、毅然とした対応をお願いしておきたいと思います。

３回目になります。ちょっと質問の項目を替えます。歳出の２６ページ、商工費なんですけども、商工費の１２節委託料で砥峰高原自然交流館管理運営委託料、これが３１９万円の増額になっております。これは、提案説明では施設のＬＥＤ化工事ですとか床のフローリング修繕に係る経費ということで説明があったように思うんですけども、これ今から年度内完了できますか。２週間ぐらいで完了できるんですかね。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課の高橋でございます。澤田議員の御質問にお答えをいたします。

3月末までに工事完了予定を立てております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） すみません、9番、藤原です。7ページの繰越明許の件なんですけど、コンピューターの運営の部分、これ、名前のローマ字化でしたね。これ国の制度でいきますと、本来は全国一斉になりますんで、これ繰り越ししても、例えば国が4月1日からそうしますなんていったときに、これ、そういう期限で間に合うんですか。それ例えば4月1日になっとんかちょっと時期は知りませんが、繰り越しして、要はできないと遅れる話ですよ。国でしたら大体4月だとかいう基準日があると思うんですけど、それにこれ間に合うんですか。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。この繰越しに係る分については、マイナンバーカードへローマ字の読みをつけれるように、そういったシステム改修が主な部分でございまして、これは4月1日から施行ということではなくて、マイナンバーカードの、今現在は海外転出されると、マイナンバーカードは一旦それは無効になるんですけども、それを海外でも使えるようにするというところで、今からそういった対応ということになりますので、マイナンバーカードを海外で使えるというそういった対応がまだ今のところは明確な日付というのは出ておりませんので、それにはこれからの令和6年度のシステム改修で間に合うというふうに考えております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第32号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第14 第33号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第14、第33号議案、令和5年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

本議案については、総務文教常任委員会に審査を付託した第32号議案、令和5年度神河町一般会計補正予算（第9号）との関連がありますので、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第15 第34号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第15、第34号議案、令和5年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。小さいことなんですけど、歳出のほうで総務費の一般管理費の備品購入費29万6,000円の減とありますが、どんなものを買おうとしてどんだけ引かれた、減額されたのかなと。一般備品とは何なのかということをお尋ねします。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。今年度、令和5年度で予定しておりましたこの後期高齢医療の次期標準システム、後期高齢者、県の連合会とそして町とやり取りを結ぶ端末ですけども、これのシステム移行を予定をしておりましたが、これが来年度へ延期になったことによりまして窓口端末の購入も来年度になったということで、この備品購入費を減額したということでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 確認ですけど、窓口端末機を来年買うから29万6,000円、これ1台分やね、それを来年回しになった、こういう理解でいいですか。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。はい、お見込みのとおりでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

本議案についても、第33号議案と同様の理由により、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第16 第35号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第16、第35号議案、令和5年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

本議案についても、第 33 号議案と同様の理由により、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第 17 第 36 号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 17、第 36 号議案、令和 5 年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第 36 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第 36 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 18 第 37 号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 18、第 37 号議案、令和 5 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3 番、澤田議員。

○議員（3 番 澤田 俊一君） 3 番、澤田です。1 点だけ教えてください。収益的収入の 4 ページですね、県補助金で、新型コロナウイルス感染症対策事業補助金 9 6 3 万 5,000 円の増額が上がっています。これ、昨年 5 月でしたか、5 類に移行した後にまだこういう国の補助メニューというか、そういうものがあるのか、この補助金の中身について教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。この補助金につきましては、空床確保に関する補助金でございます。実は、6 月に 4,000 万円の補正をかけさせていただきました。今回 9 6 3 万 5,000 円補正をかけさせていただいておるんですけれども、この分については令和 5 年の 9 月末の打切りでございまして、その確定によるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

本議案についても、第 33 号議案と同様の理由により、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第 19 第 38 号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 19、第 38 号議案、令和 6 年度神河町一般会計予算を議題とします。

質疑に入る前に申し添えておきます。

一般会計につきましては、配付しておりますとおり、議長から指定します質疑の範囲において、同一議員、質疑 3 回の原則を適用してまいります。

以上、議員各位には格段の御協力をよろしくお願いします。

それでは、本議案に対する質疑に入ります。

まず、歳入について、事項別明細書、1 款町税から 10 款地方特例交付金、17 ページまでをお願いします。質疑のある方。

9 番、藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） 9 番、藤原です。15 ページに町民税、個人町民税があります。説明では、個人住民税、定額減税ということで 4,400 万減収補填ということとされていることなんですけど、この定額減税される理由、されている国が思ってる理由、ちょっと概要だけ教えていただけますか。

○議長（小寺 俊輔君） 長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。藤原議員の質問されました定額減税につきましてですけれども、令和 5 年 11 月の閣議決定によりまして政府が打ち出しましたデフレ完全脱却のための総合経済対策の一環としまして、一時的な措置として、令和 6 年分所得税と令和 6 年度分の個人住民税の減税を実施するとされました。具体的には、納税者及び配偶者を含めた扶養家族 1 人につき、令和 6 年分の所得税を 3 万円、令和 6 年度分の個人住民税 1 万円の減税を行うこととされました。この個人住民税についてですけれども、対象者は令和 5 年中の収入に対する所得が 1,805 万円以下で、住民税につきましては住民税の所得割課税者になります。この対象者は、令和 5 年度の課税実績から納税義務者が 4,600 人、その扶養者が約 2,800 人で、合計 7,400 人が対象となりまして、その方の住民税は 1 人 1 万円ですので、7,400 万円分が住民税として減額になります。それに町民税が約 6 割ですので、7,400 万円の 6 割ということで、4,400 万円の減額措置ということで減額をしております。

なお、この住民税の減収につきましては、地方特例交付金により全額国費で補填されることとなっております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。17ページまでで質疑ございませんか。

藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。17ページに地方交付税があるんですけど、バスの通学の定期につきましても、今、子供、児童減ってます。委託料200万円ぐらい減ってると思うんですけど、交付税でこれだけ減るとやっぱりバスの台数っていうのも減ってくるんでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。交付税のバスの関係ですね、公共交通の関係ということで、需要費の算入のことをお聞きされてます。

お答えしますと、交付税というのは神河町の実情部分ではなくて、標準的な自治体の需要を算出していくものでありますので、今現在のところ台数は決められた算入の台数ということで、たしか小学校4台、中学校5台の9台だったと思いますけども、そのような形になっておりますので、変わっていくというようなところではないというふうに捉えてます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑はございませんか。

それでは次に、11款地方交付税から22款町債、34ページまででお願いします。
質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。28ページ、18款寄附金です。神河ふるさとづくり応援基金を、今回も1億円を目標にということで予算計上されております。令和5年度についても同様やったと思うんですけども、年度末で4,000万円の減額補正を最後の補正でされております。前年同様、1億円を目標に頑張るということだと思うんですけども、次の一手ですね、この1億円を獲得するための、現在取り組んできたこと、それに加えて、やっぱり4,000万円分、次の一手を打たんと1億円には到達しないわけです。次の一手でどんなことを考えておられるか教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。ふるさとづくりの応援基金については貴重な財源ということでございます。ですので、昨年に引き続き、この部分に取り組んでいくということで1億円の計上をいたしてございます。

結果的に今年度、6,000万円程度、4,000万円の開きがあるということで、これはかなり高い目標を設定をしております。こういったところでそういった目標を達成していくかということなんですが、まず企業版ふるさと納税である程度の実績がございました。これについては、積極的に営業といいますか、企業さんのほうにお声かけをして職員のほうで取り組んだというところが一つあります。そのところを見本といたしま

して、このふるさと納税を横展開ですね、総務課の取組ということではなくて、組織的に取り組んでいけるような組織の体制づくりをやりたいというふうに思っております。

ですので、少し今年度にプロモーションの冊子を作る予定をしてましたが、今のところまだ完成はしてないのですが、そういったものも活用しながら、具体的には職員が一丸となって達成に取り組みたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 職員全員が一体となって、ふるさと納税獲得に向けて頑張るという思いなんですけども、やはり何かツールというか、プロモーションビデオの話もありましたけども、何かツール、職員が何をするにしても、何もない状態で掛け声だけでは、何をやったらいいか分からへんと思うんですよ。やっぱり具体的に職員にはこういう形で営業やってほしいという、そういうものが必要やと思うんですけども、そのそういう手は考えておられませんかということを一回目に聞いたかったんです。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。まず、1つは、やはり先ほどもありましたパンフレットを今作っておりますんで、それをもって営業活動がということが一つかなというふうには思ってます。あと、このたびの減額の要因が、ふるさと納税の商品のことで、競争相手が出てきたというところが大きいところが減額の要因となっておりますので、新しい返礼品の開発っていうところが次の大きなところかなというふうに思っておりますんで、営業と併せて魅力ある返礼品の物をつくっていくことがこれから大事なというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 1点確認させてください。民生費県補助金の中で、防犯カメラの設置事業補助金です。12万円になっとんなんですけど、この説明書の中では、1地域1台上限16万円補助と書いてあるんですけど、この確認なんですけど、16万円の補助になっとって6万円掛ける2になっとんなんですけど、どういう理解でいいんか、ちょっと教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。16万円につきましては、地域へ補助する額が16万円ということでございますけれども、県につきましては、当初2分の1とかという部分で出ておりましたけれども、減額がされて、県からの補助が1基当たり6万円という形になっております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 今の説明では、本来は16万円の補助があったんやけど

減額で12万になったと、そういう理解でいいんですか。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。当初、県と町とで8万円ずつ、2分の1ずつ補助をして、地区への補助につきましては16万円という設定になっております。しかしながら、県のほうが6万円に減額されておりますので、町から10万円出して、県の補助が6万円で、地域につきましては従来どおり16万円、1基当たり16万円の補助をさせていただいているということでございます。

ですので、県の補助が8万円から6万円に減額されておりますので、歳入につきましては6万円掛ける2の金額を計上しております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。33ページの雑入のほうなんですけど、デジタル基盤改革支援補助金、6,250万円ぐらいあるんですけど、これどのような性格のものなのでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。デジタル基盤改革支援補助金というところは、総合行政コンピューター事業の中に充当していくものでございます。基本的にJ-LISのほうから入ってくるもので、コンピューターの標準化に伴うところの補助金ということでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 安部です。33ページの中播消防署建設負担金、これ福崎町、市川町からの負担金だと思うんですけども、これは町土地購入の費用に充てられるのかどうか、お願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。この中播消防署の建て替え負担金につきましては、市川町、福崎町からということでございますけれども、用地の購入につきましては、町で単独の支出ということになります。

この6,985万6,000円につきましては、造成工事と、あと、建物建築工事に係る設計業務と、今年度、令和6年に発生する造成工事の見込額を計上しております。ですので、用地費用は入っておりません。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 安部です。じゃあ、今年度は建設と、それから建築と同

性の設計業務ということなんですけども、次年度ぐらいには、また建設費用が要りますね、設計が終わって。その費用は来年また発生するということではよろしいのでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。安部議員のおっしゃられるとおり、お見込みのとおりでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

質疑よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） それでは、これより歳出に入ります。1款議会費、36ページまでをお願いします。

質疑のある方。質疑はございませんか。議会費、質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） それでは、次に、2款総務費、53ページまでをお願いします。9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） すみません。9番、藤原です。42ページにマイクロバスの委託料が上がってます。1,000万円ほどあるんですけど、基本的に町の車っていうのは、今、持ってるのはポンチョ。あれは、一応コミバスで使われてるんで、本来は車両借り上げ料的な要素のもんだと思うんですけど、ただちょっと確認したかったのは、いわゆるコミバスのほうの助成の一部になるのかどうかということなんですけど、そういう考え方じゃないで、単なる間違いでよろしいんやね。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。ここに上がっておりますマイクロバスの運行委託料につきましては、町の各種団体等が活用するマイクロバス、要は神姫バスのほうにお願いをしているマイクロバスの委託料でございまして、コミバスとかデマンドのようなお金ではないというところで、この費用は約1,000万というふうなことで計上しているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。少し補足といたしますか、させていただきたいというふうに思います。マイクロバスの運行委託料ですね、このまま表示を読みますと、少しいろいろな意味で取れるというふうに思います。ですので、内容につきましては総務課長が申し上げたとおりでございますので、今後、こちら辺の部分の表現、その部分について少し工夫をさせていただくということで御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 説明資料の52ページの一番下ですね、神戸大学の寄附、寄附金事業ですね。これ、ずっと続いていっとなですけど、泌尿器科の関係なんですけど、現在、神崎総合病院には泌尿器科、週に2回しかないんですよ。せっかく寄附講座でその先生のところに持っていっとなで、これ要望なんですけど、もう少し泌尿器科の日数が増えるようなことはできないかと思うんですけど、どうですか。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。ただいま泌尿器科への寄附講座ということで、年間3,000万円の部分がかったと思います。現在、平成31年4月から神戸大学の非常勤医師を派遣いただくことになりました。今議員さんおっしゃるように、水曜日、金曜日の週2日ということでございます。現在入院患者の受入れはできませんけれども、外来におきましては1日平均13人から17人でございます。令和4年度の延べ患者数については1,934人ということで、令和5年度につきましても、12月末現在で1,458人ですから、年度で2,000人程度になるかと思っています。先ほど申し上げたように、1日13人から17人ということでございますので、需要につきましては、週2日で現在は満たっているのではないかなというふうに考えているところでございます。

これ以上また患者さんが増えて、1日の対応ができないというふうなことになりますと、その部分についても要望はしてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。6目の企画費、予算書46ページ。予算説明資料は57ページになります。栗賀小学校跡地の整備事業であります。46ページの工事請負費等、備品購入費を足しますと、2億8,000万円超えるような予算が計上されております。

昨年、いろんな議会、また委員会での話の中で、当初8億円の工事で完成すると、それが年度途中の説明で、物価高騰したという理由と、それ以外に、附帯設備、附帯工事ですとか遊具の設置、書架等の購入というのは実は8億円には入ってなくて、その増額部分の、あの段階では2億円を切ってたと思うんです。1億何千万やったと思うんですよ。それがこれだけ高騰しているという、恐らく物価高騰というのは理由やと思うんですけども、そういう、半年ぐらいで、この価格がこれだけ変わってきてるっていう、そのなぜ変わったのかということと、それと、総額を令和5年度予算分から繰越明許費で、繰越明許じゃない、債務負担行為で令和6年にされてるのが8億円あるんですけども、その年度ごとの区分も含めて、一度、本体工事が幾ら、そしてそれ以外の附帯工事がこうですと、この工事請負費と備品購入費を縦に見りゃ分かるんですけども、この中身がもう一つ分からないんですわ。ですから、例えば備品購入であれば、大まかにこういったものを買いたい。細目が分かるのであれば、そういったことも含めて一覧表

にさせていただいて、要はトータル幾らかかるんやというところを、予算特別委員会のと
きで結構ですので、議長のほうから提示をお願いしたいなと思うんですけども、よろし
くお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） それではまず質問の部分、昨年の説明では書架等々の追加は1
億8,000万円程度だったという中で、今回2億8,000万円を超える金額についての答
弁をお願いします。

石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。
予算書46ページの工事請負費、先ほど澤田議員がおっしゃっていただいた数字のところ
ですけれども、工事請負費については2億1,764万円ということで、金額が上がっ
ておりますけれども、その説明の欄の2つ目なんですけれども、1億5,000万円、当
初コミュニティ施設整備工事請負費1億5,000万円につきましては、5年度当初に債
務負担行為で8億円させていただいて、5年度では6億5,000万円、その残りの1億
5,000万円、全体のトータルの8億円の中の6年度分が1億5,000万円というふう
なところで御理解をお願いしたいなというふうに思っております。

それ以外の部分については、先ほど言われましたとおり、委員会等でもお知らせをさ
せていただいております、その当時は1億7,500万円程度で、プラスまだかかります
よというふうなお知らせをさせていただいたんですけれども、その分がそれ以外の
部分ということで、備品購入費と合わせまして、備品購入のそこであります分でいいま
したら、消防用機械器具購入費の17万8,000円、それから図書コミュニティ施設の
整備附帯備品購入費、この部分につきましては、工事請負費と足した分が金額に、追加す
る金額、8億円プラスになる金額というふうに御理解をいただきたいなというふうに思
います。

備品購入費の6,820万円につきましては、入札等々でなかなか落札ができなかった
ということで、図書の部分の書架の部分約3,000万円ほどと、それから図書室に置き
ます家具の部分、創作的に作る机とか椅子とか、家具の部分が、合わせまして6,820
万円になるというふうなところで御理解をいただきたいというふうに思います。はい、
以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） それでは、私のほうから、今度の予算特別委員会に、いわゆる
総額が分かるもの、年度が分かるもの、また財源が分かるもの等々の一覧表をまとめて
いただいて、次の予算特別委員会に提出をしていただくことを要請いたします。よろし
くお願いします。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。ちょっと先ほど、今、議長から資料の
要求をしていただいたんですが、もう1点お願いしたいのは、大まかな工程ですね。予
算でしたら6年度末までに完了する予定ですので、それぞれの備品購入も含めて、どう

いった時期に予算執行するんやということも含めた工程、大まかな工程表もまた併せてお願いしておきたいと思います。申し訳ございません。

回数限られてますので、次の質問に移ります。

40ページの一般管理費の中の負担金、補助及び交付金の中の40ページのその枠の下から2行目に、神崎高校夢実現プロジェクト支援金100万円が計上されております。これ、従来からも何らかの形での補助というのが出ていたように思うんですけども、今回100万円というのは、今までとは額が変わってるんじゃないかなと私は思うんですけども、この内容をお教えてください。どういった事業について支援を行おうとされるのか、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。これまで神崎高校には50万円の補助をしてきたというところでございまして、これにつきましては、さらなる神崎高校の魅力化、活性化を目指して、神崎高校のほうから新たな事業展開をやっていきたいというふうな申入れのほうがありました。それにつきましては、1つ目としましては、要は進学支援ですよね。外部講師を少し入れて、進学支援をやっていききたいというふうなことと、あとインターネットを活用した自主学習の実施というふうなところが提案としてありまして、その活動を町として財政面から支援していただきたいというふうな要望を受けて、町としましても、神崎高校の魅力ある学校づくりに寄与できればというふうなところで、今回100万円というところで増額ということで支持していくというところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 説明資料の55ページ、JR播但線利用促進事業ですね、この事業につきまして、これはJR西日本から赤字ローカル線の発表がなされて播但線、寺前から和田山の間の利用者を増やそうと、そういうあれなんですけど、実際、最近、岡山県の真庭市がJRの株を1億円購入するっていう話が出てます。結局株主になって、そのJRに対して物を申すと、これ一つの発想の転換で面白いかなと思うんですけど、例えば、神河町だけではなくて、和田山駅があるので、例えば神河町と朝来市が連携して、こういう株購入して話をする、そういう構想はないですかね。ちょっと教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。そういうふうな話もニュースではお聞きしておりますけれども、今現在、私どもの神河町、それから朝来市含めて、兵庫県も含めてになるかなと思いますけれども、そういったところの株を取得するというような話は、今現在はありません。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 真庭市はどちらかというと姫新線の一番終着ですよ。どっちかというと、兵庫県よりも、あんまり関係のないところなんですけどね。そこがそういう力の入れ方しとんの、そういうことを、町長、どないですか、そういう考えは全然ないですか。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 御意見いただきました。そういった動きもあるということでございます。今後どうしていくんだというところについて、議会からもそういう意見が出ているというふうなことも含めて、また朝来市さんとか、また兵庫県に対しても、また発言をしてみたいとこのように思います。

それと同時に、やっぱり我々一人がとにかく利用するんだという気持ちを前面に押し出しながら実行に移していく、そういった姿が大事なかとこのように思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに。

1 番、小島議員。

○議員（1 番 小島 義次君） 1 番、小島です。予算書の 4 4 ページの上のほう、負担金、補助金及び交付金の中で、今の関連ですけど、特急はまかせ利用促進補助、J R 播但線利用促進補助、それから遠距離通学等の補助が、これ合わせて 6 4 0 万になるんですね。それが、説明資料の中の 5 5 ページの下から 5 段目、J R 播但線利用促進事業として入っていますが、その右の主な事業の説明の中の一番下のほうに、J R 利用者補助 6 4 0 万円とありますね。これとここの金額同じだと思んですけども、左のほうの 6 年度予算額で 8 0 0 万円何ぼかがありますけれども、そして減額が 1, 3 0 0 万円ほどありますが、この 6 4 0 万の中の昨年度の実績、何人ぐらい利用されているのかいうところ、そしてその減額は、これも減額になってるのかなと思うんですけど、その減額の理由ですね、2 点お願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。ちょっとだけお待ちいただきたいと思います。

令和 5 年度の、まだ実績見込みというふうなところになりますけれども、特急はまかぜの利用促進補助金につきましては、今のところ申請数が 1 3 8 件で 3 0 万 7, 7 5 0 円、それから、J R 播但線利用促進補助金ですけれども、申請者数 3 4 9 件の 8 0 万 4, 8 1 0 円、それから遠距離通勤・通学等補助金につきましては、1 6 1 件で、2 0 4 万 5, 9 9 0 円というふうな、今のところといいますか、これは 2 月の途中の数字になりますけれども実数値になります。そこから若干見込みを立てさせていただいて、6 年度の当初のトータル 6 4 0 万円の金額にさせていただいているという状況でございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

小島議員。

○議員（1 番 小島 義次君） 1 番、小島です。ということは、その実績に基づいた予算として上げられているというふうに理解してよろしいですね。

それと、もう一つですけども、説明資料の 5 6 ページ、下から 2 段目、銀の馬車道推進事業がありますが、この事業内容のところで、銀の馬車道ネットワーク協議会への参画ということで負担金が 7 2 万 8, 0 0 0 円になっていますが、そのネットワーク協議会の、いわゆる活動、事業というんですか、その内容分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。

銀の馬車道ネットワーク会議につきましては、ちょっとお待ちください、すみません。

その説明資料にもありますとおり、日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会と銀の馬車道ネットワーク協議会に参画させていただいているうちのネットワーク協議会のほうになりますけれども、銀の馬車道ネットワーク協議会につきましては、銀の馬車道に対する普及啓発といいますか、それぞれ各種団体、それから事業者さん等の協力も得まして、その事業者さんと、それから市町村、それから商工会も含めて、よりまして、その普及啓発について検討していく会というふうなところで、年に何回か、この 3 月の 6 日にも会議があるわけなんですけれども、取組状況等を検討して、それに対して検証して、また次の年にはこうしていこうというふうな、そういった検討、周知をしていく、普及活動をしていく母体というふうなところで御理解をいただきたいなというふうに思っております。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

9 番、藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） 9 番、藤原です。4 3 ページから 4 4 ページかけて、コミバスの関係の予算が計上されてます。6 年度はデマンド部分もやはり主観的に動こうとされてる部分あるんですけど、デマンド関係は本格活動じゃないから、国のほうにあるかないか分かんないんですけど、国交省なり、デジタル庁なり、やはり国のこういうような補助メニューというのはあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。

今現在、神河町におきましては、コミュニティバス事業というふうなところで、県の補助金、それから特別交付税というふうな形で補助的なものをいただいているというふうなところでございます。デマンドバスにおきましても同じような形で、一応補助、それから特別交付税というふうな処置がなされるというふうにお聞きしておりますので、ち

よっと金額はまだはじけませんけれども、あるというふうなところで御認識をいただきたいというふうに思います。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） 9 番、藤原です。たまたま養父市が、デジタル河野大臣が一遍視察に来られてました。あそこは特区があるから、比較的やりやすい部分があるんですけど、うちんとも特区ありませんから、いろんな法令に抵触するからなかなかうまくいかない。例えばドライバーにしても、タクシー業者に関係してなかったら渡せないんだとかいろいろあると思うんですけど、まだ本格的じゃないんですけど、やはり今から先、特交だとか県の補助だけじゃなしに、どういう形、ここだけの問題じゃないんで、全国的な問題なんで、当然そういう補助メニューも多分あるんだろうと思うんですけど、一遍また探るっていうか研究してほしいと思うんですけど。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。デマンドの関係ですね、少しどういった財源を求めていくかというところを、内部のほうで少し絞り込みをしないとその補助金の獲得といいますか、そういうところが必要だろうというふうに思ってます。

どんな補助金を使っていくかという話になるんですが、まず一番最初に考えるのが、公共交通の在り方の話でありますので、その部分で国交省になりますけども、そこら辺のところから補助金を探っていくということになるかと思います。もしその部分と、もしくは今あるのが、デジタル田園都市国家構想の交付金であります。この中にデマンド交通もそういったデジタル化を絡めた中でそういう補助金の獲得ができないかというようなことが考えられるかなと思いますので、いずれにしましても、議員おっしゃられるように、本格化をしていくと、そういった財源の部分についてもしっかりと検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ここで、暫時休憩といたします。再開を 13 時ちょうどとします。

午後 0 時 00 分休憩

.....

午後 1 時 00 分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

それでは、休憩前に引き続き、2 款総務費、53 ページまでの質疑をお受けします。
質疑のある方。

3 番、澤田議員。

○議員（3 番 澤田 俊一君） 3 番、澤田です。3 回目だと思います。予算書 39 ページ、一般管理費の委託料です。39 ページの一番上の枠が委託料ですけどもそれ、その委託料の一番下に、一番最後にネットワーク構築とコンサルティング業務委託料 129

万8,000円が計上されています。これの中身を教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。この令和5年度にネットワークの強靱化をシステム構築をしたところでございますけども、ネットワークの強靱化を進めている中において、不具合などが今後とも発生しないというふうなところで、専門業者の方から対策等について御教示いただくとともに、何か不都合が生じた場合は、相談をしながら対策を講じるようにしたためでございます、この情報ネットワークにつきましては大変高度化をしており、なかなか一般行政職では対応は困難というふうなところから、こういった専門業者の協力を得ながら、今後セキュリティの強靱化等も含めて進めていきたいというふうに考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

8番、藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。予算書の45ページの中頃に、かみかわ木造インターンシップ事業が本年度20周年ということで、予算600万円、今までよか倍近く上がっておるんですけど、内容にどういうことを考えておられるのか。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。このかみかわ木造インターンシップの事業につきましては、藤森議員おっしゃいましたとおり、令和6年度で20年というふうなところになってまいります。20年を契機に、今回は銀の馬車道、あの通りの松本壮一郎さんの実家があると思うんですけども、そのの塀の改修というふうなところを一つ、それから栗賀小学校の跡地整備の中で、あずまやを一つみんなで造ろうというふうなところの計画をしております、材料費が600万円というふうな金額になっております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。一応、従来よかちょっと範囲がやることが大きくなったという、そういう解釈でよろしいんやね。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。松本さんとこの塀の部分につきましては、今までどおり、数字にありますとおりの木造の塀というふうなところに変えていくというふうなところが一つで、一つ大きくなるというところは、20年を契機にということで、栗賀小学校の部分ですね、その部分が今回新たに追加するというふうな部分でございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋課長、栗賀小学校跡地の公園の中に、インターンシップであずまやを建築されるという理解でよろしいですか。

藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。下の46ページに、同じように木造イ

ンターンの補助金ということで20万上がっておりますけれど、これとの関連は、またこれは別個のことで考えたらいいんですか。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。

先ほど申しました600万円につきましては、材料代等々に対する、委託的に費用を捻出する部分でありまして、今回この20万円、木造インターンシップ事業補助金の20万円につきましては、学校の子たちの宿泊とか、そういった部分に対する補助金というふうなところで、材料費と宿泊する事業に対する補助金というふうな形で分けている部分というふうなところを御認識いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

総務費、よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） それでは、次に、3款民生費、61ページまででお願いします。質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。予算書53ページの1目の社会福祉総務費の報償費です。そのページの一番下に協力員謝礼ということで30万7,000円が計上されました。説明では、長年要望もしておりました民生児童協力員さんへの謝礼ということで、お一人年間5,000円ということで計上されたように聞き取ったんですが、この年間5,000円とされた考え方というか根拠というか、それを教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。民生協力委員様に1人5,000円の73人分で36万5,000円を予算させていただいております。近隣の市町にも聞きまして、市川町は5,000円、福崎町は1万円されているということを知りまして、そういう例も聞いた上で、1人5,000円の謝礼を出すということでさせていただきました。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原健康福祉課長、澤田議員からは、5,000円にされた根拠も求められたんですが、先ほど、ではいわゆる状況説明で、市川町が5,000円で、福崎町が1万円という状況を説明していただいたんで、根拠のほうがもしございましたら、答弁をお願いします。

藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。特に5,000円に対する根拠って言うところと言うと、明確にはないわけですが、近隣の市町も参考にさせていただきながら決めさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） すみません、説明資料の62ページ、一番下、防犯対策事業ですね。マイナスの438万3,000円。おかげさんで、防犯カメラ、かなり町境にたくさんついたんですけど、現在何基ついてるんかというのと、今後、学校関係、つける予定はあるのか、その2点をちょっと教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） まず、現在の設置数を。

井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。それでは、防犯カメラの設置の状況についてお答えします。まず神河町で町が主体となり設置した分が13基となっております。令和5年度設置で13基の設置をしております。そのほか国補助しまして区の管理で設置していただいている部分が16台、16基あります。そのほか防犯協会のほうで設置していただいているものが8基あります。8台となっております。

そういった中で、町で設置する部分につきましては、これまでお伝えしておりましたように、町境を基本に設置をさせていただいております。令和5年度の設置で一定めどはついていくということで、今年度につきましては、設置の予算は計上はしておりません。

小学校のほうの設置ということなんですけども、次の課題として、そのような公共施設、小・中学校のほうに設置ということ、今現時点ではまだ考えてはいないんですけども、そういった必要性等がございましたら、今後検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。学校の防犯カメラですけども、不審者対策というところで設置はしております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長、それはどこに設置をされてるんです。全ての学校に設置されてるんですか。

児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。全ての小学校、幼稚園に設置していることを確認しております。中学校については、ちょっと今把握しておりませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 今、設置されてるとおっしゃったんですけど、どの辺りについてるんか、私らもちょっとよく分からないのと、やはりどうしても学校の中だけ

を見るんじゃないくて、学校の外から全体を写すようなカメラが必要じゃないかと思うんです。というのは、今子供は宝っていうことで、国会のほうでも、やはり教育にごつい力入ってます、と反面、やはり事故も起きてます。だからその防犯カメラをつける位置もやっぱりみんな考えなあかんと思うんで、その辺ちょっと確認して、またできたら増やすようにしてあげてほしいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。学校につきましては不審者対策というところですので、校舎外から入り得る範囲を写しております。ですので広角で広い範囲を写しているというところでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員からは、分かるように、カメラが設置状況が分かるようにという意見もあったんですけど、それに対しても、答弁可能ですか。

児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 調べてまたお答えさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

5 番、安部議員。

○議員（5 番 安部 重助君） 5 番、安部です。予算書の 5 6 ページ、老人福祉費、これについての 1 8 節地域住民グループ活動支援補助金と 1 3 0 万円出とんですけども、これは、何団体あって、どのような目的で出されておるのかをお聞きいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。地域住民グループ活動支援補助金 1 3 0 万円でございますが、現在、2 5 グループに対しまして、基本的には年間 2 万円を補助しておりますのと、また毎月、ミニデイをしていただいております、通常ミニデイという活動をしていただいている団体に 1 回参加で 1 人 1 0 0 円を補助する予定で、年間予算では延べ 8, 0 0 0 人分の予定しております、合計 1 3 0 万円の予算とさせていただいております。

○議長（小寺 俊輔君） 安部議員。

○議員（5 番 安部 重助君） 安部です。この 2 5 グループということなんですけども、活動の内容としてはどういうふうな活動されておられますか。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。通常、先ほど言いましたように、ミニデイというところで通常言われているものでございまして、集落単位でつくっていただいております、集落の高齢者の方に集まっております、お茶を出して話ししていただくのもいいですし、また誰か講師とか呼んで、体操とか、健康福祉課の保健師なんかも呼ばれまして、体操とかもしたり、いろんな活動をしていただいて、家から外に出ていただいて、健康を保っていただくというような趣旨で補助を出してお

ります。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

1 番、小島議員。

○議員（1 番 小島 義次君） 1 番、小島です。説明資料の 6 4 ページの中で、一番下ですけども、新しい事業として、ひきこもりサポート事業が上げられていますが、その事業の内容の説明のところで、町内にひきこもり支援拠点を置きとあります。それから、事業内容③で当事者交流会、家族会とありますけども、この町内の支援拠点ですね、具体的にはどこにあるのかということと、交流会等ですね、家族会もありますけども、年間何回ぐらい予定されているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（小寺 俊輔君） 木村健康福祉課保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 健康福祉課、木村でございます。小島議員の質問についてお答えさせていただきたいと思います。

ひきこもりサポート事業ということで、来年度から、今までひきこもりの方に対して個別相談会っていうのを、今年度におきましては月 2 回、カウンセラーの先生に来ていただきまして実施しておりました。6 年度からにおきましては、定期的なひきこもりの方の居場所づくりということを考えております。週に 1 回、お昼からになります、居場所の提供を行っていきたいと考えております。実施場所におきましては、今年度は支庁舎のほうでさせていただいてたんですけど、来年度も同じ公共施設ということで、今考えておりますのは、大河内保健福祉センターのところ辺で実施させていただきたいと思っております。以上になります。

○議長（小寺 俊輔君） 木村参事、その交流会等の予定回数っていうのも、週に 1 回という判断でよろしいですか。

健康福祉課、木村保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 失礼します。当事者の集まりということになりますので、ひきこもりの実際の方は週 1 回来ていただけたらなと思っております。

それから、個別相談会っていうのは月 2 回計画させていただいております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 木村参事、説明資料 6 4 ページの一番下の③、当事者交流会と家族会っていう部分で、これを大体どれぐらい予定されてるのかという質問を小島議員がされているんですけども、そこは答えられますか。

木村健康福祉課保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 失礼します。何回っていうのがまだちょっと具体的にはお答えすることはできないんですけど、今年度におきましては、当事者の集まりを年 3 回実施させていただいております、また交流会ということで、他市町のひきこもりのそういった集いの場の方と、今年度は 1 回交流会というふうな形を持たせてもらっておりますので、来年度におきましては、さらに回数を増やし

ていきたいと思っております。以上となります。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島です。週に1回が基本的だと思えば、月4回、1年間で40回ほどが多ければできるというふうに理解してよろしいですね。それは分かりました。

次、もう一つですけれども、説明資料72ページの下から4こま目、縁結び事業についてです。そこで、右側の説明がありますけれども、説明欄の下から3行目、相談員謝礼等と40万出ていますね。これは、相談員の方へのお礼だと思うんですけども、相談員、町内に何名ぐらいいらっしゃるのか、それから、その地区に1名ずついらっしゃるとは言えないと思いますけれども、大体どの辺りにいらっしゃるのか。それから、この該当者に、縁結びに該当する方にどのように周知されるかということで、もちろん、この地区のこの方の誰れさんが相談員ですよということは、行政側としては分かっていると思うんですけども、それが地域の方に、差し支えがあれば名前は出ないと思いますけれども、そこら辺、可能な形で周知されるのかどうかお伺いします。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。まず相談員の数ですけれども5名ということになっておりまして、この5名につきましては地区ごとの選出とかいうことではなくて、そういった活動もされる、そういった相談もしやすい方というようなところで、地区的には決まったものではありません。5名で相談をしていただいている状況であります。

また、その相談員さんが誰々やという周知のほうなんですけれども、今現在はLink!かみかわ、縁結びの会員になられた方の中での相談業務というふうなところでして、主はその相談というところなんですけれども、それぞれ地元のほうではそういうふうな相談を受けているかもしれませんけれども、基本的には、今ありますLink!かみかわの会員さんの中での相談業務をしていただいているというふうな状況でございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 小島です。Link!かみかわの中で、一応相談されるという方で、そのLink!かみかわにアクセスしないと、相談員の方は分からないということですね。だから、希望者はその中にアクセスして、この地区、自分に一番近いところは、この人がいらっしゃるからここで相談しようと、そういう方法で相談できるというふうに捉えておるんですか。これを、こんな仕組みになってますよというようなことを、もっともっとPRしていただきたいんですけども。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課石橋でございます。

ありがとうございます。相談員様につきましては、一応L i n k ! かみかわの中の会員さんに対する相談というふうなところでして、その相談員さんがそのL i n k ! かみかわのほうの会員にもなれという促進のほうもしていただいているような状態というふうなところで、今後につきましては、今後にもなりますけれども、そういったこの仕組み、そういった部分の周知のほうにも詰めさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

6 番、吉岡議員。

○議員（6 番 吉岡 嘉宏君） 6 番、吉岡です。小島議員の関連で、同じ縁結び事業のところで、7 2 ページになりますが、いいことやな思っとなですよ。今年マッチングアプリ登録補助ということで4 0 万程度の金額が上がっています。今までこんなことはなかったんで、一番結婚の今、どうももとになるマッチングというのが、マッチングアプリを入れてっていうのはすばらしい思うんで、ちょっとその内容について説明をお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。

これまで縁結び事業、婚活事業につきましては、先ほども言いましたとおり相談員さんの相談というふうなところ、それから出会いをつくるということで、婚活のイベントというふうなところで、婚活のイベントでカップルになった人については、その後、結婚される方もいらっしゃるというふうなところなんですけれども、なかなかそこまでもいかないと。イベントがあるまでは、その間何もなかなかできないというふうなところというのもお聞きしております。

今回、マッチングアプリというふうな形で、実際には姫路市さんもそういったアプリを活用しての補助というふうなところもされておりますけれども、町としましては、できるだけ多くの方との出会いの場を創出したいと、結婚前から結婚後、それから子供ができた、それぞれの時期に応じた支援というふうな形で、点じゃなく線での支援をしたいというふうなところも含めて、今回マッチングアプリというふうな形を、最近の若い方、吉岡議員おっしゃるとおりに、最近の若い方はそういったことでの出会いが多いというふうなところもお聞きしておりましたので、一度、こういうふうなアプリのほうを使ってみたいというふうなところで、信用のある婚活アプリということで、今ちょっと2 社ほど相談をさせていただいておりますけれども、1 社は姫路市さんが活用、一緒にされております事業者さん、それからもう一つはまた違う事業者さんなんですけれども、それぞれいいところがありまして、今私どもが考えておりますのは、単なる婚活アプリの登録だけでやり取りするだけのことじゃなくって、婚活アプリをするための心意気といいますか準備ですね、そういった準備のセミナーを含めてその事業者にさせていただくと、そこからアプリの、アプリの登録はまず先にさせていただきたいということになるん

ですけれども、セミナーを受けた後に実際にアプリの中身も見直していただいて、その見直していただいたアプリによって、どれだけその相手との情報をやり取りができるかというふうなところを含めて、できるだけそれぞれの町内の男女の方が相手を見つけていただいて、神河町で定住していただくというふうな方法ということで、今のところ具体的には細かいことまで決めてないんですけども、一つは、セミナーを実施して、その後、それぞれの一月やり取りするのにやはり有料らしくてですね、その有料の分の支援をさせていただきたいなというふうなところを今考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 大体分かったんですけども、素晴らしい取組だと思います。

それで、今から具体的なことは詰められると思うんですが、これはぜひ神河町役場ホームページのトップページに、概要決まりましたらぼんと出していただきたいと思います。そうすることによって、もうそんなことないと思うんですが、住民の中にはね、やっぱり結婚詐欺とかそんなことしょっちゅう三面記事出てますんで、町役場がホームページに出したもんはまずいいものだろうという、やっぱり町の信用いうのはやっぱり大きいと思うんで、特に結婚については大事なことと思うんで、よろしく願いしたいと思います。それはもう答弁結構です。

続いて、毎年聞いています福祉医療制度のことです。乳幼児医療の町単独事業、所得制限なし、病院に行ったときの一部負担金もゼロ、この分の町単独事業分とそれから母子医療、シングルマザー、シングルファーザーに対する医療費の助成、これは所得制限を緩くしているはずですが、これの町単独分、この2点について、件数と金額をお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。医療費助成の町単費分の件数なり金額を申し上げます。まず乳児医療ですけども、対象者が408名、件数にして4,893件、そして金額が2,917万5,000円を見込んでおります。金額2,917万5,000円です。それから母子医療のほうですけども、人数が42名、件数にして708件、金額が179万5,000円、179万5,000円でございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） すみません。ページ数申してませんでした。予算書の59ページの一番上の部分でございます。ありがとうございます。終わります。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

民生費、よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） それでは、次に、4款衛生費、68ページまででお願いします。
9番 藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。64ページですか、町ぐるみ健診で基本健診部分はあるんですけども、昼間、いわゆる神河町の中核となり地域活動に主体的に動いていただいている方が、シルバーの年代が主だと思います。夜になりますと若い方も帰られて、地域活動できると思うんですけども、高齢者が、いわゆる元気でやってもらわないと町ももちませんので、そういうことを考えていきますと、やっぱり早期発見、早期治療、もともと健康づくりというのはそれが主なんで、やっぱり、早期発見してもらうような活動と、それから国保のやはり医療費の削減なり、また病院の利用等も出てくると思うんですけども、そこら辺あたりの行政的な調整、どのような支援をしながら、受診者を高めて、いわゆる健康で長い間、元気で暮らしてもらえるような、いわゆる考え方で事業されているのか、そこら辺あたり、ちょっと聞かせていただけないでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 木村健康福祉課保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 健康福祉課、木村でございます。藤原議員の質問についてお答えさせていただきたいと思います。

藤原議員が言われるように、本当に住民さんに健康で長生きでやっていただくためには、疾患、病気、がんであったりとか生活習慣の改善、早期発見、早期治療が大切とおっております。またこれが大きな医療費対策にも影響していると思います。

つきましては、神河町におきましても、がん検診、基本健診におきましてもいろいろな支援を行わせていただいております。がん検診におきましても、40、45、50みたいな形で、節目の方には無料で検診を受けていただくような対策、また今年度から、特定基本健診におきましては、国保の方におきましても無料で受けていただけるように支援をさせていただいているような次第です。もちろん、後期高齢の方におきましては、昨年度からもう基本健診におきましては無料で受けていただけるようにさせていただいております。

そのおかげにおきまして、基本健診等の受診率、またがん検診の受診率におきましては、県下の中でも本当に検診受診率としては上位を示しているような状況にあります。

また、医療費等対策としましても、ただ検診を受けるだけではなくって、その後のフォローがやはり一番大切かなと思っておりますので、メタボ対策であったりとか、生活習慣病対策ということで、今年度におきましても糖尿病を、アプリを使っただけの生活習慣改善、糖尿病予防の重症化予防というところ辺で健康教育、指導をさせていただいているような次第です。

そのほかにおきましても、75歳以上の方におきましても、やはりふだんの生活、ウォーキングであったりとか、それから集い、いろいろなところにまず出かけていただいて、体を動かしていただくということが大切かなと思っておりますので、健康づくり、国

保対策から、それから後期高齢の方をひっくるめての一体的な指導っていうふうな形で実施をさせていただいております。以上となります。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 予算書の67ページの一番下、負担金、補助金及び交付金の中播北部行政事務組合負担金2,226万9,000円とあるんですけど、これ、前年度から見ると768万円ほど増えとんですけど、これはどっかの修理か何かが入って700万余りが出とるんか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。火葬場の負担金ですけども、毎年火葬炉の維持のために修繕等入れております。その分で若干その年その年で行う工事に違いがありますので、金額に差は出るんですけども、今年度、それ以外に、火葬場の雨漏り修繕、こういう工事を予定をしております。そういったところで金額が増えていくということでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 今の説明で、雨漏り修繕のために700万円ほど増やしたと、それでいいんですか。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 市民生活課、平岡です。雨漏り修繕でそれだけ増えたということではございません。例年にない内容としては雨漏り修繕がありますということでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） ちょっと調べてみたら4年度は1,383万円ですね。5年度が1,458万円ですね。今回が2,226万円やから、雨漏り以外でいうたらどうなるんか、ちょっとおかしいと思うんですけど。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細、答えられますか。なければ、予算特別でその旨を言っていいただければ。

平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。申し訳ございません、詳細につきまして、予算特別委員会のほうへ付託されるようでありましたら、またそちらのほうで詳しく説明をさせていただきたいというふうに思います。申し訳ありません。

○議長（小寺 俊輔君） よろしくをお願いします。

ほかに質疑のある方。

1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島です。説明資料の75ページになります。そ

れの下から2段目です。急性期医療ICT連携ネットワークサービス事業ですけども、これ説明のところでは令和5年度で事業完了というふうになっています。6年度予算はゼロです。これは、いわゆる5年度にその関係の物品を、あるいは備品を導入するだけの事業だったのかということをお尋ねします。

それともう一つ、3月上旬に運用開始だとは聞いたんですけども、その運用にかかる経費はどこから出るのかなということが分かれば教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） どなたが答えていただけますか。

春名病院副院長兼事務長。

○町参事兼病院副院長兼事務長（春名 常洋君） 病院副院長兼事務長、春名でございます。この急性期医療ICT連携ネットワークサービス事業ですが、議員お見込みのとおり、令和5年度で物品、備品等の設置を完了するということで、令和5年度で事業完了という表現としておるところです。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。少し補足をさせていただきます。

ランニングコストに当たる運営費も記憶では3年分が当初のときに込みになっているということで、当初に合わせて上げることによって補助対象としますというふうな内容であったというふうに覚えてます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに、衛生費、質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。66ページ、5目の診療所費です。この診療所費自体も対前年114万5,000円減額になってるんですけども、説明資料の81ページには、より具体的に川上・上小田診療所運営事業が、対前年113万1,000円減の517万9,000円の予算が計上されています。これ対前年100万円以上の減額がなってる理由を教えてください、僻地医療について、僻地の診療医療について。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。この減額の主な内容につきましては、診療報酬委託料が60万円の減、そして診療報酬請求システム保守委託料、これが11万3,000円の減、それからシステム更新委託料、診療所に係るシステムを5年度で更新をしております、当初予算見込んでおりましたけども、これが41万8,000円などございまして、100万円以上の減という結果になっております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 私が聞きたいのは、その診療報酬委託料で、具体的には事業内容で立岩医院に委託をされているその部分が60万円等の減額があるということは、その回数が少なくなるという意味での減額なのか、その中身を教えてください、数

字だけやなしに。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。詳細につきまして、確認をいたしまして、委員会のほうで御説明させていただければというふうに思います。よろしいでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。ここの診療委託料につきましては、川上・上小田で受けた診療所の報酬を、診療報酬をそのまま先生のほうに、町が受け入れて先生のほうに出してるという部分でございますんで、川上とか上小田の患者さんが、減少に伴って診療所の委託料が減ったという理解で御理解を賜ればと思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） いずれにしろ詳細を確認していただいて、予算特別委員会での報告をお願いします。

ほかに質疑のある方。

1 番、小島議員。

○議員（1 番 小島 義次君） 1 番、小島です。ちょっと確認だけさせてください。説明資料 7 8 ページの一番上の欄です。任意予防接種助成事業の中で、真ん中辺りに、これは带状疱疹ワクチンの件ですけども、生ワクチンは 4,000 円、不活化ワクチンは 1 回 1 万円の助成とありますが、これは不活化ワクチンは 2 回受ける必要があると聞いたんですけども、1 回で 1 万円。じゃあ、2 回だったら 2 万円と考えてよろしいんでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 木村健康福祉課保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 健康福祉課、木村でございます。先ほど小島議員が言われましたように、不活化におきましては 2 回接種が必要ですので、1 回 1 万円、合計 2 回接種されましたら 2 万円の助成ということになります。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

衛生費、質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） それでは、次に、5 款農林水産業費、7 7 ページまででお願いします。

質疑のある方。

9 番、藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） 9 番、藤原です。農林業全般でのお尋ねなんですけど、2050 神河将来ビジョンということで、中核的事業として農林業を上げられております。今回、6 年度に予算化されてるために、多分、基本的な計画も 1 年間たってますか

ら、ビジョンができて1年ほどたってますから、多分計画書できてると思うんですけども、できていたら一遍提示していただけないでしょうか。農業、林業、多分作られていると思うんですけど計画書を。できていたら提示してもらえませんか。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原議員、その計画書というのは具体的にどういった計画書になりますか。

藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。たしか町長も、短期的な長期的な、いわゆる計画立てて順番にやっていくという話やったんですけど、その中で、例えば、令和6年度はこの部分で事業を進めていく、この部分で事業を、経費を上げているというようなことになると思うんですけども、その計画書に基づいて予算組みをされているかということを知りたいんですけども、それは立てられていますかという意味です。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） これまでの常任委員会の中でそういった議論がなされたかいうところはあるかもしれませんが、具体的に申し上げますと、将来ビジョンを策定をし、そして私もこれから言われましたように、短期・中期的な具体策を、やっぱり計画書として作っていかなければいけないと申し上げましたが、現時点でそれが具体化はまだできていないという状況でございます。しかしながら、しっかりとそれはつくっていかねばなりませんし、そういう思いでございますので、引き続き、具体化に向けた取組は進めていかなければいけないというふうに考えております。

ただ、実際のところ、どのように進めていってるかというのと、その新年度予算において、国や県の政策を中心としながら、神河町独自の町単独の補助メニューも活用して、農業、そして林業、そのそれぞれの将来に向けての、この活性化に向けた事業展開をしていくという思いでございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 栗原です。説明資料87ページの、食べ盛り応援神河米事業についてなんですけど、これ大変いいあれと思うんですけど、これあくまで小学校、中学校になってますよね。食べ盛りとなると高校生はどうなんかないところ、一度考えられたかどうか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。この事業、経過から申しますと、人口減少の対策として、子育ての支援策を各課で提案をしてくれということの中から出てきたものでございます。この事業を最初に考えましたときには、小学校から高校生までに地元産のお米を配ろうということで提案をさせていただきました。

以降、それをやっていこうという中で、担い手業等の農業者の方とも話をしていく中

で、まず一番ネックになったというか気になったのが、米の量でございます。小学校、中学校の生徒で、今約20トンのお米が必要になってますけども、これを高校生も入れますと、あと9トンぐらい必要になります。これが作れるかというところでは可能なんですけれども、配るのに非常に困るなというところが1点ありました。

といいますのは、配る時期がお米が取れた新米ですので、新米の時期というところというのは農繁期になります。私がお米を直接配るということも、これはなかなか難しいですので、農業者のほうの協力を得て配る、農繁期に配る。そのときに1.5倍の米になってしまうというのは、なかなかこれがちょっとしんどいところがあるなというところで、まずは高校生の部分を取って、小学校、中学校というところにしたというところ。

それからもう一つは、食べ盛りの応援ということとさせていただきますけれども、米の量を減らすということになると、小学校の低学年のあんまり食べてないところを減らすというのも考え方としてはあるのかなと思うんですけれども、小学校、中学校の生活の大部分の時間は神河町内で過ごしてる子供たち、この子らにまずお米を届けることによって、家計を助けるだけでなく、地域に対する愛着であったり、そういうようなところも、若い世代のほう为爱着を持っていたいて、また将来残ってくれたりというところでは、施策としての効果は低い学年のところのほうが大きいのかなと。そういうような2つの主要因によって、高校生は今回対象としておりません。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） よく分かりました。ただ、この事業、今年度で終わるか、それとも継続されるのか、その考え方をちょっと教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。この事業は、提案をさせていただいてこういう形でやっていこうという中で、財政との協議もしておりますけれども、最低3年は継続をしたいと思っております。3年実施後において検証をする中で、縮小すべきか拡大すべきかそのまま継続すべきかと、そういう判断をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

5款農林水産業費です。77ページまで、質問ございませんか。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 町単土地改良事業があると思います。で、去年も言うたと思うんですけども、採択基準じゃないですけど一つの基準を設けておかないと、やはり当然、バランス取りにくくなるんじゃないですかっていってお話ししたと思うんですけども、もうその基準なり、あれはできたでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） 建設課、野崎でございます。昨年の委員会のほうでそうい

う質問をされまして、検討をしまいいつとるんですけども、やはりちょっと明確な基準っていうか、区別分けの基準がどうしてもなかなか明確なものが出てこないということで、今、町単土地改良補助については、もう現況主義でやっていくということでいくんですけども、じゃあ、残ったほかの部分についてという話の中で、個人の宅地とかそういうふうなところについてはどういうふうな補助を出したらええんだというふうなこともありまして、今まだちょっと十分に検討している最中のございまして、ちょっと今年度、なかなか結論は今のところ至っておりません。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。過去に、1万円以下のような部分もあります。全体でいきますと2万円になるのかな、半分補助でスタートしたとしたら。ただ、要望の種類によって、地区によって、いわゆる扱い方がばらばらになったときにややこしいなるから、一つの決め事として統一されたらどうですかというような意味でしたんですけど、ただ、例えば、当然土地改良事業ですから農地に係るものというなんでなるんですけども、やはり、現状が宅地化してて、でも登記は農地、また逆の場合は宅地になるとんやけど、いわゆる畑になってるとかいろいろあります。使い分けをごちゃにするともうややこしなりますし、あの集落ではこれが通ったのにうちでは駄目だとかいうような、また変なことになりますんで、やっぱりその一本化をしてやらないと、ましてどこからするかいう話なんですけども、割合が半々として、1万円以下の分までするかいう話も出てきますんで、やっぱそこは早く明確化しとかないとややこしいなと思うんですけどどないですか。ゆっくりするべきもんですか、もっと早く決めるべきなんでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） 建設課、野崎でございます。藤原議員が言われたとおり、もっと早く迅速にやっていくべきだとは考えておりますけども、ちょっと言い訳じみたことになってしまいますけども、なかなかそういう、どの事例を取ってどうしたらいいのかというのを、ちょっと具体的に今進めているところでございまして、もう少しお時間をいただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

77ページまで、質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） それでは、次に、6款商工費、81ページまででお願いします。9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。商工振興費で78ページですか、商工会への補助金、2,060万円かなあります。これ多分かなり前から一緒だと思うんですけど、合併した当時、多分2,580万円ほどあったのかな。合併直後、いわゆる財政が

厳しいということで、2 か年ほど1 割カット1 割カットという形でなっていて、多分2,060 万円になってると思います。2,580 万円の8 掛けしたら多分2,060 万円になるのかな。なんですけども、ほかの事業と比べても、ここだけ昔のままだってということなんですけど、例えば例で言ってみますと、夏祭りが今800 万円で予算化されてます。合併した当時はたしか370 万円ぐらいあったのかな。もうかなりも増えてますし、そうなりますと財政が厳しいときにたまたま2,060 万円になったかしれませんが、一般的な基金の残高も昔と比べれば6 倍ぐらいにもなってますんで、商工会の支援、ほんまにこれで2,060 万円でいいのかどうかって、ほかの事業とのバランスはどう考えておられるのか、そこの辺りちょっとお聞かせ願えないでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。藤原議員の御質問に対してお答えさせていただきたいと思っております。

現在、神河町商工会への補助金、申されましたとおり2,060 万円というところでございますが、新年度に向けた行財政懇談会、商工会との懇談会であったりとか、通常の商工会との事務局レベルでの二月に1 回、懇談、また調整のための会議を設けておりますけれども、そういった中で、この2,060 万円補助の分について、町の財政規模としましても、当然ながら非常に厳しいということは、常々事務局の方の中では申させていただきます。ただ、今すぐじゃあ何か、どれかを減らして商工会の事業を減らすというところにもなかなかしづらいところもありますし、今度令和6 年度におきましては、商工会の移転先も検討されたり、また人員の削減、県の基準によるものだと思うんですが、そういったものも踏まえまして、6 年度中に再度協議させていただいて、そういった実績、また職員数も見させていただいた上で方向性をまた協議してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） 9 番、藤原です。やっぱり商工会支援で、もう20 年ほど前と経済情勢もかなり違います。当然、財政の状況も違ってます。ただ、地域を守っていくためやっぱり商工部門もちゃんと元気になってもらわないと、生活面もいろいろ影響出てきますんで、仮に2,060 万円をずっとされるなら、それなりの理由、何でこうなっとなんやことを分かるように言うてもらわないと、今ので感覚的にいきますと、過去こうやったから、こうやったからじゃなしに、町としてのどういう形で商工部門を支援していくのか、どういう体制を求めていくのか決めていかないと、ただただ、前年度こうやったらこうやって右倣えという考え方じゃしんどいと思うんで、その辺、もう一遍整理してほしいんですけどいかがでしょう。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みら

い課、高橋でございます。藤原議員の御質問にお答えしたいと思います。

御指摘のとおり、今後、町の方向性としまして、例えば支援体制であったり、商工会の今後について十分協議をさせていただいて、そのことについて、また議会のほうへも報告をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

商工費、81ページまでです。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） それでは、次に、7款土木費、86ページまででお願いします。

質疑のある方。

藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。河川費についてお伺いをいたします。

河川費で河川修繕部分、これは何ページになるのかな。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原議員、ページ数、何ページですか。84ページやね。

○議員（9番 藤原 資広君） 84ページぐらい、84ページに河川費あると思います。

その中に河川修繕工事ってことは2,200万かな、あったと思います。説明では、たしか南小田の何とか河川と言われてました。以前、もう6年ほど前かな、元山下議員が町指定の河川、準用河川の区域設定だとかいろんなことを言われてました。それは今どうなってるのか、もうできてるのか、それと、この2,200万円の河川名と、もう一つ、河川のしゅんせつ工事とか整備があるんですけど、どこどこの河川を計画されているのか教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） 建設課、野崎でございます。84ページの工事請負費の河川改修工事請負費2,200万円の内訳ですけども、ちょっとお待ちくださいね。

根宇野の亀岩川のこれはしゅんせつでございます。これに50万円、それから、南小田の中谷川の護岸改修工事で2,000万円と、あと、緊急対応としまして、不特定河川でございますけども150万円を予算化しております。合計で2,200万円ということでございます。

それと、河川の台帳ですけども、何年前ですかね、当時の山下議員がおられた当時に言われたことで、その後じきに、私が課長になる前に河川台帳を整備をさせていただきました。その台帳は建設課のほうでは保管しておりますけども、それを町道台帳みたいな形で、路線名とか河川名を上げたそういう、簡単に見れる集約したやつをまだそこまでは作成しておりませんので、それをまた作成できたらしたいと思っております。皆さんにお配りしたいなということで、町道の分級表みたいな形で河川台帳のほうも整備をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、あと、河川の整備でございますけども、現在、貝野のところの越知川で今

年度させていただきました。ああいう形を考えているところが、作畑の越知川、それから山田地内の越知川、それから加納地内の越知川、それから大山町内の猪篠川、それと、加納区の竹之内川で河川整備を行いたいと。それと、あと、町内の河川でクリーン作戦、河川クリーン作戦で草木の除去だけいうところは、今からまた検討させていただきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

8 番、藤森議員。

○議員（8 番 藤森 正晴君） 8 番、藤森です。町長が予算の説明委員会的时候に口頭で、歩道とか道路のり面から乗り出してきた雑草とか立木的なものを撤去という、すっきりとしたような形をしたいんだというような言葉が入ったと思うんです。それについての予算的なものは含まれているのか、どういう形を予定しておられますか。

○議長（小寺 俊輔君） 野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） 建設課、野崎でございます。その部分につきましては、予算書の 83 ページの委託料としまして、道路除草作業の委託料とか道路清掃委託料とか、その辺で考えております。どこをせいというのは、除草につきましては、今までずっとやってきた集落外のところを重点的にやろうとしておりますけども、それ以外でそういうところがございましたら、この予算のうちで対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 藤森議員。

○議員（8 番 藤森 正晴君） 8 番、藤森です。町関係、町道とそこらは当然でしょうけど、県道等にも関して歩道上とか、のり面で出してる分も該当するという形でいいんですか。

○議長（小寺 俊輔君） 野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） 藤森議員の質問に答えさせていただきます。県道、国道につきましては、こちらのほうから姫路土木事務所のほうに要望していきたいというふうに考えております。今のところ緊急で代行でっていう話はちょっとなかなか難しいと思いますんで、町道については町がやりますけども、県道、国道につきましては、県の土木事務所さんのほうへお願いするということで進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 藤森議員。

○議員（8 番 藤森 正晴君） 8 番、藤森です。そこらをしっかり県のほうへ言ってもらわんことには、県へ言っても、のり面から 2 メーターは雑草なり切りしますが、それ以外は地権者等の関係もあってできんいうところもあると思うんですけれど、そこら辺りはしっかりやはり町とも協力しながら、下だけ 2 メーターしたわ、あとはもう知りませんという形のところはよく見かけますので、そこら辺りしっかりやってもらわんことには、町民の方が何か中途半端でどないなっとなんだという声が入ってきておりますので、そこ

らもしっかりした上での事業をしていただきたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） 建設課、野崎でございます。藤森議員の御指摘どおり、そのような形で県のほうに強く要望してまいりたいというふうに考えますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

7 款土木費、86 ページまでです。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） それでは、次に、8 款消防費、89 ページまでをお願いします。

質疑のある方。

1 番、小島議員。

○議員（1 番 小島 義次君） 1 番、小島です。少し教えていただきたいと思います。

説明資料 99 ページの災害対策事業、真ん中辺りの下ですね。防災行政無線運営事業の中で、戸別受信機の生産停止にと表記してありますけれども、これは、いつ生産停止なのか、これは製造会社によって違うと思うんですけども、それから、その下の 200 台ですね、見込み分を購入するとありますけれども、これは予備的な数として購入されるのかということで、3 点目に、今後は、生産停止になった場合、この追加の品物が入らないということで、あとどうされるのかということをお尋ねします。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。小島議員のおっしゃられるように、戸別受信機につきましては、令和 6 年のたしか 9 月で生産が停止されると、中止されるということです。神河町に配布させていただいてる戸別受信機につきましては、運用開始からおおむね 7 年経過しているということで、新しい機器に業者のほうも製造会社のほうも切り替えていくタイミングということになるのかなというふうに考えております。

この戸別受信機につきましては、年に 30 台から 40 台、転入等があったり、あと機器の不具合ということで交換というような対応もさせていただいております。そういった部分で、現在在庫につきましても約 80 台ぐらいの在庫を抱えておりますけれども、毎年そういった形で新たに戸別受信機を配布させていただいてるというような実績がございます。

そういった中で、この防災行政無線につきましては、こちら正式な決定ではないんですけども、おおむね令和 12 年ぐらいまでをめどに、そこまでは運用していかなければならないかなというふうに思っております。おおむねあと 5 年以上、5 年ぐらいはこの戸別受信機の予備といいますか、備蓄のほうも必要になってくるのかなというふうに思っております。

そういった意味で、この在庫分の 80 台と、新たに令和 6 年度に 280 台ぐらいを備

蓄として、転入また故障対応として購入して、その後はもう生産がされないので、これを何とか、転出でお返しいただく分もあるので、最悪そういった機器を新たに使うという方法もありますけれども、そういった部分で200台の購入というふうに考えております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 了解しました。あと五、六年は、今の現状の運用でやっていけるということで理解してよろしいですね。分かりました。

もう一つ別件ですけれども、同じ99ページの下から2段目の防災備蓄事業の中で、備品購入費として288万円上がっております。これは応急給水タンクという説明ですが、この応急の給水タンクは何リットル入るのかということと、それから、幾つ分ぐらい購入されるのかということと、それから、保管場所ですね。各地区に配布して、各地区で保管されるのかどうかということをお尋ねします。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。申し訳ございません、タンクの容量につきましては、この能登地震でもありましたように、避難所での給水が非常に困っているという部分でございます。そういったことで、各集落の避難所、避難場所につきましては各地区の公民館という形になっておりますけれども、今回は町の指定避難所のほうに配備をさせていただくというふうに考えておまして、数につきましては、避難所の数分を一応考えております。ですけれども、ちょっと学校の施設という部分も避難所になっておりますので、そこら辺りはまだ学校側とも協議はしておりませんので、設置についてどの辺りに置かしてもらうとか、そもそも設置ができるのかという部分もありますので、その辺りは協議の中で進めさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。（「容量」と呼ぶ者あり）

すみません。申し訳ございません。容量につきましては、少しちょっとパンフレットを取り寄せてはいたんですけれども、ちょっと手元に用意しておりませんので、申し訳ないですけれども予算特別委員会の際にでも御報告させていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 井出特命参事、ちなみにその町の指定避難所に配備するという事は、いわゆる指定避難所に常設という考えでよろしいですか。

井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。基本的に常設という形で考えております。そういった意味で、学校の敷地内にそういったものが置けるかどうかという部分もありますので、学校との協議を踏まえてという形になってきます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 容量と正確な個数については、予算特別委員会での報告をお願いしておきます。よろしいですか。

小島議員。

○議員（１番 小島 義次君） 大体様子分かりました。また後でお願いしたいと思いますが、あと指定避難所への常設ということになりますと、毎回水タンクですね、満タンにして保管しておくという形で考えてよろしいですか。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。基本的にはもう常時入った状態での管理という形になってこようかなと思います。ですので、その辺りも、入れてそのままというわけにもいきませんので、適宜確認をしながらということで、入れ替えも必要になってこようかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

３番、澤田議員。

○議員（３番 澤田 俊一君） ３番、澤田です。予算書の８９ページ、４項の災害対策費の１２節委託料、一番上の枠が委託料なんですけども、その最後に防災行政無線操作卓更新業務委託料４,１６３万５,０００円が計上されています。先ほどの小島議員の質問の中では、この防災行政無線が令和１２年頃まで、残り６年ぐらいは使わなあかんということで、今回この操作卓の更新をされるということで予算が上がってるんやと思うんですけども、現状どんな不具合があって更新せんとあかんのか。それを教えてほしいんですけど。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。この操作卓につきましては、今現時点で不具合があるということではございません。今の更新につきましては、ＯＳのサポートが終了しているという状況になって、今現在はＯＳのサポートが終了しているということでございます。

これにつきましては、やはりどの端末といいますか、機器につきましても、そういったＯＳの更新という部分が必要になってくるということなんですけども、更新をせずに使っていくことで、何らかのトラブルが生じて使えなくなったときに、このＯＳのサポートが終了しているということで、復旧にかなりの期間がかかってくるということで、そういった事態を想定しまして、今回サポート終了に伴いまして機器の更新ということで計上しております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（３番 澤田 俊一君） サポートが終了しているということなんですけども、終了しているということは、結局、操作卓自体のハード自体を変えんとあかんということですか。そのサポートっていうのは、いわゆる役務的なサポートやと思うんですけども、それを、役務的なサポートの部分を長期に更新する、期間を更新するという考え方では対処できないんですか。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。人のパソコンであれば、そういったOSだけを変えということも可能かなというふうにも思うんですけども、これにつきましては、業者とも協議する中で、装置のバージョンアップも含めて機器の入れ替えも発生するというような更新になってきます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 重ねてなんですけども、それで、中播消防署の無線といいますか、そういうシステムが更新されるというふうに聞いています。北部出張所に合わせて更新されるというふうに聞いとるんですけども、今も消防署から、仮に火災があった場合は、自動で神河町の操作卓から火災等のお知らせが流れようと思うんですけども、今後、中播消防署のシステムが更新されるのと、この令和6年度の段階で我が町の防災無線の操作卓を更新するのと、これはもう全く関係なしでいいのか。仮に中播消防署のシステムが更新されたときに、また再度、何か触らんとあかんのか。その必要があるのかないのか教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。澤田議員おっしゃられるように、姫路市消防局の消防の指令システムのほうの更新も令和6年度、7年度で実施されます。おっしゃられる姫路市の消防局からのそういった非常時の連携の関係につきましても、姫路市消防局内に当町が設置しているそういった連携するための機器もございます。これにつきましても、同じような形でOSの更新というようなことが発生します。しかしながら、今回当町で更新させていただく操作卓との互換という部分かなと思うんですけども、これにつきましては問題ないというふうに聞いております。しかしながら、あくまでもこれ町側の操作卓の更新ですので、姫路市消防局に備付けの連動の機器の装置につきましても、姫路市の消防局の防災システムと合わせて更新が必要になってくるというふうに聞いておりますので、これにつきましては次年度以降に計上させていただく形になってきます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 井出参事、確認させてください。その連携機器の更新は、いわゆる姫路市消防局が更新されたら、神河町の連携機器も更新が必要であると。今年度で更新されるいわゆる操作卓は、姫路市消防局のシステムが更新されても対応可能で、そのときに操作卓の更新は必要ないという理解でよろしいですか。

井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 先ほども申し上げましたけれども、姫路市のほうのシステムが更新されることと、今回、当町で防災行政無線の操作卓を更新ということで先行してさせていただきますけれども、これを更新させていただいても連携は問題なく、それに関する費用はかからないということでございます。

ちょっともう1点追加で、先ほどの給水タンクの部分で、容量につきましては、1,000リットルの給水タンクを避難所6か所に設置していくというような予定で、1基おむね20万円程度予定しておるということでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。消防費、よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） それでは、次に、9款教育費、112ページまででお願いします。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。学校給食費の関係で、110ページから112ページにかけてあるんですけども、先般の説明では、一般財源の負担も500万からもう1,000万円ぐらい倍になったということでした。ちょっと調べてみたんですけど、平成20年の当時の1食当たりのコストが多分225円ぐらいあったのかな。今は多分285円ほどで、60円ほど上がってます。生徒数も違いますんで、コストも当然変わってくるんですけども、いわゆるその値上げした、物価高騰だとかいろんなことで値上げせざるを得ないと言われたことの一応根拠資料というのを一遍お示し願えたらと思うんですけども。材料費だけ見ても、どれが上がるとか上がらないのか。調べてみると、給食数、人数も違いますんで、一概に比較できない部分がありますんで、仮に同じ額でも、言いましたように全然違いますから、どういう形で上がってきおるのかいうような分かるようなもの、もし資料提示していただければまた判断もしやすいのかなと思うんですけども、いかがでしょう。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。次回の予算特別委員会のおきにお示しさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） それでは、資料のほうの用意をよろしくお願いいたします。

ほかに質疑のある方。

1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島です。説明資料の100ページになります。下から4つ目、5つ目の欄ですけども、新しい事業として不登校対策プロジェクト事業が上がっております。この中で会計年度任用職員3名とありますが、この3名は中学校のみに配置されるのか、それとも全町的に仕事をされるのかということと、それから、その下の中学校内に適応指導教室を開設するとありますが、この中学校内に開設された指導教室には、主に中学校の生徒だと思うんですけども、そこに小学校の該当する児童が利用もできるのかということをお尋ねします。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。小島議員

の質問にお答えさせていただきます。

会計年度職員の3名ですけども、中学校と小学校に配置を来年度は考えております。といいますのも、不登校対策プロジェクトという事業について、来年度、県のほうが補助をつけていただきます。会計年度職員についての補助でありまして、小学校配置についての補助ということで、中学校にも配置しますし小学校にも配置する予定でしております。

また、中学校内に適応指導教室ということですけども、これは従来から中学校のほうに適応指導教室を設置しておりましたが、中学校に勤務している適応指導教室の指導員につきましては、中学校のみだけではなく、各小学校についても出かけて行って対応のほうを当たっているというところでございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1 番 小島 義次君） 分かりました。ということは、3人のうち、分けて言えば、中学校1名、小学校2名というような形になるのかなとは思いますが、そういう形で理解させていただいてよろしいでしょうか。

それともう一つ、105ページになります。予算説明資料の105ページの一番上の段です。幼稚園施設整備事業というところで、寺前幼稚園が長寿命化改良工事設計業務とありますが、880万円、これは設計のみなのかということと、それから本工事ですね、それはいつ頃から始められるのかということをお伺いします。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。小島議員の質問にお答えさせていただきます。

配置につきましては、中学校、小学校を予定しておりますけども、勤務校については現在調整中というところで御理解をください。

もう1点、幼稚園施設整備事業の880万でございますけども、来年度、寺前幼稚園の長寿命化改良工事の設計業務として計上させていただいております。工事については7年度以降ということで考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

8 番、藤森議員。

○議員（8 番 藤森 正晴君） 8 番、藤森です。先ほどの給食費の件についてなんですが、令和6年度限りという条件がついております。この件については総務文教常任委員会でいろいろと意見が出されたということで、記録を見る中で大体の思いは分かるんですけど、ただ、1年でということになれば、我々は理解できながら当事者の保護者等は何でやと。また、他市町とも比較する中で、1年ぼっきりということは厳しいいうか、後で批判があると思うんですけど、そこら辺りをしっかりと。やはり1年やるときに、続けてやるやらんは回答を出さなくても、もし今年だけでもということになればなれで、

しっかりと理解を得られるという形の方角を出して進めなければ、半額にしますよ、そして年明けて元に戻しますでは問題が起きると思いますので、そこら辺りの思いはどういうふうに思われていますか。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。藤森議員の質問にお答えさせていただきます。

本事業につきましては、国の重点支援交付金メニューというものを活用します。このメニューにつきましては、令和5年度に措置されて6年度に繰り越して実施するということです。財源的にしっかりと国の補助メニューがあったからできるということで基本的には考えておまして、7年度以降は従来に戻すということでございますので、年度当初からしっかりと保護者のほうに事業の内容であったり財源等も周知しながら進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森。そこら辺りをしっかり進めていただければ、先ほど玄米の件についても、30キロほど支給しますよも、いつまでやと聞けば3年ぐらいいと思うんですけどという答弁でしたけれど、これにおいてもやっぱり同じことが言えますので、仮にいいことをやりながら、後でそれぞれ町民の方なり、また、ほかの市町と比較されて神河町のイメージダウン的なことは考えられますので、しっかりと肝に銘じて進めていただきたい。よろしくお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。御意見ありがとうございます。しっかりと周知をしていき、理解を得れるように努力していきたいというふうに考えます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 私も予算書112ページの負担金、補助、交付金の学校給食費等の補助金について質問をさせていただきます。

この件につきましては、総務文教常任委員会でこういうことを考えているという説明を受けて、それぞれ委員さんから考え方等の確認の質疑があったとおりであります。その中で、民生費のほうで、保育園とこども園についても同じような半額補助を1年間考えていると。幼小中についても、この教育費のほうで半額補助の対象がされていると。そのときに、総務文教常任委員会のときにも少し指摘をさせてもらった姫路の私立中学校、また、不登校の児童についての対応はどうかという質疑もあったんですが、それについても対応するというふうな、予算の説明の中ではそのような説明があったと記憶しています。この分について、まず姫路の私立中学校とか不登校の対応をするという部分についてのまた補助要綱等ができるのかなと思うんですけども、もう一つ、そのとき

にも少し話題になった特別支援学校ですね。特別支援学校はどうかというふうに聞いたときに、課長のほうからは、一般的に全額もう無償になってるところもあると。半額無償のところもあると。残りの10パーぐらいは全額負担されていると、そういうような答弁がありました。神河町から特別支援学校行かれてる方の中で全額負担をされてる方があるのかなのかというようなところは十分に精査をしていただいて、対応をお願いしたいということと、もう一つ、保育園、こども園に通園されている方について民生費でも予算措置がされてますけども、保育園、こども園に通園しないで家庭で育児を養育されている方、その方への対応はどうか。誰一人取り残さない対策として、その辺についても配慮をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。澤田議員の質問にお答えしたいというふうに思います。

まず、特別支援学校の在籍児童生徒への補助でございますけども、対象者の方についてはこちらのほうで把握しておりますので、個別に通知を送らせていただきます。その通知に基づいて申請をいただきます。申請といいますのは、あくまでも金額の設定については、これから来年度行います神河町の給食費等の補助金額を上限としておりますので、その上限を超えている分について補助をさせていただくというところで考えております。

次に、保育所、幼稚園以外の園児や児童でございますけども、数名把握はしております。ただ、今回、あくまでも施設に入られてる方というところで考えておりますので、何とか検討はしたんですけども、このたびについては対象から漏れるということで考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） そしたら、幼稚園行かれる前の実際保育園へ行かれる年齢の方から中学校卒業されるまでの方が全対象なんですけども、その中で、家庭で育児をされている方については今漏れてるということですよ。今、町としては、この方には補助しないという考え方。給食費を補助するのか、保護者の食費に伴う、いわゆる食事を作る代わりに給食があるわけですから、家庭でも食事を作られるわけです。そういう部分の物価高騰という意味で半額の助成をされるのであれば、私は当然、保育園、こども園に行かれなくて、いろんな子育ての仕方ありますから、家庭でやはり養育されている方についても何らかの補助をやはり考える必要があるんじゃないかな。誰一人取り残さない事業としては、そこに問題があるんじゃないかなと思いますが、町長の考え方がですか。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 質問にお答えさせていただきます。

現段階での考え方でございますが、そもそもこの子育て、保護者の負担増に伴っての

助成ということでいくのであれば、もう最初から学校給食費についての助成という考え方はせずに、もっと違った子育て環境の充実としての助成をすべきということだと私は思っております。あくまでも学校給食という観点から、このたび関係課でいろいろと考えて創設をさせていただいたものというふうに捉えておりまして、御承知のように、学校教育の中での学校給食でございますから、給食そのものが単に食べるということだけではなくて、これは食育という観点から学校給食を実施しているというのが本来の目的でありますので。とはいいいながらも、神河町内における義務教育段階というだけではないに、常任委員会の中で委員各位から意見が出されました私学に通う子供、特別支援学校に通う子供、そして不登校の子供もですね、これは義務教育段階ということでございますから、それも食育というふうな物の考え方で支援をさせていただいたということでもあります。そういうところを御理解いただければというふうに考えております。繰り返しになりますが、そういった保育園、そしてこども園。そもそも保育園というのは保育に欠ける子を保育所が預かるということになってまいりますので、細かい話をすれば、教育という分野からは少し違った形で、厚生労働省であるとか、こども園でいうと厚労省と文科省というふうな2つの省が絡んでくるといいますか、そういうことになろうかと思いますが、そういうところで御理解いただくとともに、議員おっしゃるような対策を講じるのであれば、学校給食の中で取り組むべきではないと私は考えております。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。民生費の児童福祉総務費、予算書61ページの保育所費の中に児童福祉施設給食費等補助金が上がってるわけですね。これが私はこども園、保育園へ行かれてる方の半額補助だと思ってるんですけども、理解が違ったら教えてほしいんです。

それとですね、私立中学校については、いわゆる学食を食べるか弁当を持っていくかということなんですよ。今、町長がおっしゃった食育という、学校給食という部分を離れて、学食もお弁当持っていく方も町として補助しましょうと、半額補助しましょうというふうになったと私は提案説明で聞いたように思うんですけども、そうじゃあるのかないのかも含めて。

ならば、家庭でこども園、保育園の年齢層が半額の対象になるのであれば、同じ年齢の方で家庭で養育されてる方のお弁当を作るなりお昼御飯を作る材料についても、同じ経済的部分を軽減、物価高騰の部分を支援するということであれば、私はその方々も対象になるんじゃないかなというふうにお尋ねをさっきからしおるんです。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） おっしゃられる中身についてはお聞きしたわけでございますが、私立中学校に通う生徒、そして特別支援学校に通う生徒について、当初は対象とはしていなかったということでございます。その中で、なぜやはり対象にしたのかというところでございます。私も申し上げたとおり、食育という観点から申し上げますと、当然この

私学に通う子供たちが学食で食べるとか、そうなってくると給食ではないわけですから、おっしゃられるとおりです。しかしながら、義務教育という部分の中で広義に捉えた中で、委員からの御意見もございましたから対象とさせていただいたということでございます。

○議長（小寺 俊輔君） もう1点、予算書61ページの負担金、補助及び交付金の中の児童福祉施設給食費等補助金は、澤田議員が言われたような理解でよろしいですかね。答弁をお願いします。

児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。澤田議員のおっしゃるとおり、この項目が該当するものでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに教育費、質疑のある方。教育費、よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） それでは、次に、10款公債費から12款予備費、最後までをお願いします。質疑のある方。質疑ございませんか。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。118ページに職員の表があります。あと119ページにも。いわゆる正職、それから再任用、それから会計任用の人数の表があります。で、再任用と一般職合わせますと、大体120人で多分一定だと思います。過去ちょっと調べてみますと、大体総数合わせて290、280ぐらいラインで多分いかれてると思いますけども、いわゆる町としての総数の管理の在り方はどのように考えておられるか、ちょっとその辺、考え方だけ教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。職員の定員につきましては、定員管理計画に基づいて管理をしているところでございます。ただ、そのときから比べますと、今回につきましては少し多いかなというふうに思ってます。これにつきましては、定年延長が入りましたんで、その関係で来年度退職される方を平準化するために今年職員を採用したというところでございますんで、基本的には定員管理計画に基づいて職員数については管理をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） それでは、総括で質疑がございましたら、質疑をお受けします。質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。昨年は私のほうからも要望もさせてもらって、令和5年度当初予算の主な新規事業の概要というのを、これ必要ですねと言う

て、執行側も理解をされて提示をしていただいたんですけども、今年はこういった資料の提示というのは、主な新規事業を中心に見やすいような資料を昨年は用意していただいたんですが、今年は現在のところ提示がないんですけども、準備はしていただいていますでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。結論から申し上げますと、そういったところの部分については準備はしておりません。昨年については、ハード的なものが多かったところと病院関係の医療費、救急の関係というふうなところで専門的な部分があったということでさせていただきましたが、今回のところについてはそういったところの予定はしておりません。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） それは予算特別委員会に準備することは可能ですか。可能ですか。この新規事業の概要説明ですね。分かりやすく財源内訳等々を書いていただいて、もう少し詳しいものを。

黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。次回の付託の委員会までということで議長のほうからございますので、できる範囲の部分ということで御提示をさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしくをお願いします。

よろしいですか、澤田議員。

3 番、澤田議員。

○議員（3 番 澤田 俊一君） 3 番、澤田です。一般会計の予算概要説明書、町長が当初に説明された中の 4 ページの町政の運営基本方針のちょうど中ほどに、病院改革の推進については、病院改革外部評価委員報告に基づく具体的な改革を推進していくとともに、病院改革、経営改善のための人材確保に努めてまいりますという表現があるんですけども、これは昨年度までに比べて今年また特に何かそういう考えがあるのか。

それと、少し前の委員会だったと思うんですが、役場の中にもそういう病院との状況を確認できるポジションを置くんやというふうなことも常任委員会かどっかで聞いたような記憶もあるんですけども、令和 6 年度に向けたその人事的な部分について説明をお願いしたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私のほうでお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、まず役場にも現在担当は置いてるんですが、さらにその担当を強化していきたいというふうに考えております。先日も経営コンサルタント、今病院のほうでお願いしているコンサルタントとも協議をさせていただいて、こういった形がよいのかいうところも含めて、病院の会計部分も含めて、こういった会計・事業管理というか予算管理、そして人事管理、そういうものをこれまではもう病院で一つ全てを賄

うというふうにしとったんですが、それを行政部門に持ってくるのか、そういうふうにすることによって、より総合的な管理ができるのではないかな、そんな議論もさせていただいたところです。したがって、そういう部分も含めて、まずはしっかりと職員配置をしていきながら、場合によっては恐らくちょっとコンサルタント契約もさせていただきながら進めていきたいなど、このように思っておりますし、また、病院現場においても、引き続きのコンサルタント契約もしていきながら具体的にこの経営改革に基づいて実行に移していきたい、このように考えております。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいでしょうか。

3 番、澤田議員。

○議員（3 番 澤田 俊一君） 3 番、澤田です。3 回目です。特に今、町長のほうから、いわゆるコンサルも含めた外部人材の活用というか、そういった部分でした。病院の健全経営のために、役場と病院が一緒になって取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

もう 1 点教えてください。同じ概要の資料の 3 番の神河町の財政状況を、3 ページですね、説明した中に、収入に見合った歳出、これは当たり前なんですけども、身の丈に合った予算執行を目指していきたい、予算編成も身の丈に合ったものを目指すということを前々からずっとおっしゃってますけれども、実際、対前年度 3 億 3,000 万円。いわゆるその要因というのは栗賀小学校跡地の整備等での要因もあるのかもしれませんが、この財政状況で身の丈に合った予算執行を目指す書きながらも、やはり 3 億 3,000 万円の増額になっていると。今後、財政のあるべき姿、令和 6 年度にかかわらず、あるべき姿について、財政特命参事のほうからお願いしたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。まず、身の丈に合ったというところの意味合いですが、当然に原則として当年度の収入で当年度の支出を賄うというのが原則になってます。そういう中で身の丈とさせているのは、標準財政規模ですね。これが 53 億程度になってます。それから見ると、94 億ものかなりの乖離がある。しかしながら、議員おっしゃられたように、大きな事業が重なってございます。ごみ処理、それから消防署、それから栗賀小学校の跡地の整備。これらについては臨時的に起こっているものなので、これに対応する財源を確保するという事で予算は膨れます。そういう意味で、これらの部分が終わっていった中では、少し人口が減少してきている中で、標準財政規模が縮小していくという、そういうところを踏まえた中で、5 年、あるいは 10 年後の在り方ですね、財政の在り方、持続的な財政運営ができるのはどういうようなところなのかというところを十分に議論して、今後はそういったところのことをやらないと、この財政運営はままならないというふうに考えてございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに総括で質疑のある方。

8 番、藤森議員。

○議員（8 番 藤森 正晴君） 8 番、藤森です。本年度予算、若者世代、子育ての中に、そういう事業は引き立って目立つといいですか、思うんですけど、逆にケーブルテレビ見てる高齢者の方を、我々は今年はどんな事業というか、補助的なのがあるのかと見られていると思うんですけど、どうも若い子育て世代と高齢者のこのバランス的なんが今年度予算ちょっと引っかかる気がするんですけど、そこらはどういうふうに思いますか。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。高齢者の方々の部分についても、十分に配慮した中で予算編成をさせていただきました。人口減少対策でそういった若年者の方々の部分に少し重点を置いていくというような考え方というのは、前々から町長のほうが申し上げているとおりでございます。

全体としましては、全体的なバランス、もちろんこの部分については十分に配慮、また、そういったところに注力しながら予算編成を行ったところでありますので、少しこういったところに力を入れているんだということでこの概要のほうにもそういった人口減少対策取り組みますというところの部分を入れさせていただいてますが、私のほうでは、予算の全体としては、目指すところは限りある財源の中で全体最適ですね、バランスの取れた予算ということで努めているというところでございます。ですので、そういった予算になったかなというふうに評価してます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私のほうで、少し補足をさせていただきます。

議員おっしゃられるように、よくそういう同じようなことを質問される方がいらっしゃるのとは事実でございまして、私もその点は、政策をつくる中にあっては、やはりバランスをどう取っていくのかというところがあるかと思っております。その中で、基本的な思いとしては、やはり町を維持、発展させていくためには、特に現役世代の方々が定住していただく、転出をいかに抑えて転入を増やす、定住、いわゆる住み続けていただける環境をつくっていくかというところを強力に進めていかなければいけないというふうに考えております。これは、神河町のみならず全国的な、特に人口減少が激しい地方にとってはそういったところを重点的に政策展開をしているというところであります。

しかしながら、神河町として高齢者対策どうしているか、それは高齢者の方々については、転出される方、また転入される方もあるかもしれませんが、今現在神河町に住んでいただいています高齢者の方々が住みよい環境の中で住み続けていただけるかという環境をいかに作り上げていくかということでございます。

先ほどの質問にもございましたが、健康増進についてどう考えるんだとか、そういうところも含めて、健康増進部門については毎年しっかりと予算を確保していきながら、健康福祉課において健康増進につながる、あるいは健診もさらに受診率を上げていく、

そして地域に出ていっていろいろと干渉していく、そういうことはこれからもしっかりとやっていかなければいけない、このように思っているところでございますし、何といても、高齢者の方々は交通弱者という方々でございます。とはいいいながらも、80歳、90歳近くなっても自動車運転される方もいらっしゃいますが、そういった交通弱者対策としての公共交通をいかに維持していくのかというところで、コミュニティバスからデマンド型バスというところも今、話を進めさせていただいておりますし、ぜひそういった公共交通について充実した利用しやすい、そういった環境をしっかりとつくり上げていきたい、このように考えているところでございます。

そして、今年、そんなに大きな予算ということではございませんが、昨年議会の中でも質問をいただいたところであります带状疱疹のワクチン接種について、早速、兵庫県の方も補助メニューを創設したということでもあります。じゃあ神河町どうするんだということでございます。带状疱疹ワクチンについては2種類のワクチンがございます、生ワクチンと、それと不活化ワクチン。後者のほうは金額が高くて、それも2回接種しなければ効果が出ないということでもあります。兵庫県においては、何とか創設をさせていただいて、いずれのワクチンについても1回2,000円という、そういった制度を創設していただきました。それにあわせて、各自治体が同じ2,000円を補助をしてほしいというふうな内容でございます。それについて、神河町としては、生ワクチンについても2分の1になるように補助をしていこうということですし、一番のネックであります不活化ワクチンですね、そちらのほうは2回接種しなければいけない。しかしながら、2回接種することで効果が高いというふうに言われております。その部分をどうするかというところで、そちらのほうも2分の1になるように、神河町としては、それも2回接種ができる、そういった環境もつくらせていただいたところでございます。本当に発症してしまうと非常に辛い病気でございますので、2分の1の補助ということではございますが、ぜひ高齢者の方々に御活用いただければと、このように思うところでございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに総括質疑ございましたら。よろしいですか。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 以上で第38号議案に対する質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、委員会条例第6条の規定により、10名の委員で構成する予算特別委員会を設置し、審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第38号議案は、予算特別委員会を設置し、審査を付託することに決定しました。

ただいま設置しました予算特別委員会の委員の選任を行います。選任については、議

会運営基準第120条の規定によって、議長から指名します。

小島義次議員、木村秀幸議員、澤田俊一議員、廣納良幸議員、安部重助議員、吉岡嘉宏議員、松岡宣彦議員、藤森正晴議員、藤原資広議員、栗原廣哉議員、以上10名を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました10名を予算特別委員会の委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、議長指名の10名を予算特別委員会の委員に選任することに決定しました。

なお、特別委員会の委員長、副委員長は、委員会条例第9条第2項の規定によって、委員会で互選をしていただくことになっておりますので、よろしくお願いします。

ここで暫時休憩します。再開を15時35分とします。

午後3時03分休憩

午後3時35分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

休憩中に予算特別委員会が開催され、正副委員長の互選がされておりますので報告します。

委員長に栗原廣哉議員、副委員長に澤田俊一議員がそれぞれ互選されましたので、報告します。

次の日程に入る前に、先ほど消防費の中で小島議員より質問のあった防災備蓄、給水タンクの答弁について少し間違っていたようなので、ここで発言の訂正を許可します。

井出住民生活課防災担当特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。先ほど小島議員から防災備蓄品の関係で給水タンク購入ということで御説明させていただいたんですけども、その給水タンクにつきまして、常設で、水も常時入れておくというような形で御説明させていただいたんですけども、このタンクにつきましては組立て式ということで、発災時に組み立てて浄水場から給水して使用するというような扱いになるということです。常時もう水をそのタンクに入れて置いておくというようなものではありませんでした。申し訳ございません。訂正させていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしくお願ひします。

日程第20 第39号議案

○議長（小寺 俊輔君） それでは次の日程に入ります。日程第20、第39号議案、令和6年度神河町ケアステーション事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

5 番、安部議員。

○議員（5 番 安部 重助君） 安部です。資料の 9 ページの委託料、これ児童送迎委託料となっとなるのですけども、これの委託先はどこになるのか。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。こちらにつきまして、シルバー人材センターのほうに委託をしております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 安部議員。

○議員（5 番 安部 重助君） 安部です。シルバー人材センターということなんですけども、これ児童を送迎するにはかなり安全性も確保されなあかんということがあると思います。そういった意味では、二種免許とかそういう免許の保持者が確保されるのかどうか。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。児童送迎に当たりましては二種免許は必要ないというふうに理解をしておるんですが、今、議員さんおっしゃったように、安全に送迎をするというのは大前提であります。シルバー人材センターに全てを委託しているのではなくて、ケアステーションのほうでも運転員の確保をしておるのですが、やはり足りない部分について人材不足というところもあってシルバーのほうに委託をしているという状況でございます。令和 5 年度におきまして、10 月の 16 日ぐらいだったと思うんですけれども、病院関係で雇用している運転員につきまして、福崎町にあります自動車運転教習所ですか、そちらのほうで半日講習も受けていただいて安全の確保に努めているところでございます。毎年その講習は受けていただくということで、今後も実施をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 安部議員。

○議員（5 番 安部 重助君） 安部です。送迎のことなんですけども、特に児童なんで、今よう保育所の送迎で乗り残しというようなこともありますんで、その辺のとこのしっかりと確認ができるような体制もしておいてほしいと思います。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。ただいま児童の送迎に当たりましては 2 台の乗用車を利用しておるんですけれども、置き去り防止ということで、令和 5 年度におきまして、児童を全て降ろした段階でブザーが鳴るのですが、そのブザーの解除のボタンが最後尾のドア付近にあるということで、運転員が必ずそこを見に行かないとブザーの解除ができないというふうなところで、置き去り防止の装置もつけて対応しているという状況でございますので、置き去り防止というのは防げるのではないかなというふうには考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第 39 号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第 21 第 40 号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 21、第 40 号議案、令和 6 年度神河町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第 40 号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第 22 第 41 号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 22、第 41 号議案、令和 6 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第 41 号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第 23 第 42 号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 23、第 42 号議案、令和 6 年度神河町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第42号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第24 第43号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第24、第43号議案、令和6年度神河町土地開発事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） すみません、予算書の7ページの寺前宅地造成事業費の修繕費ってあるんですが、この宅地造成の修繕料というのはどういうもんか、ちょっと教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。この修繕費につきましては、寺前地区にあります秋桜たうんの中にごございます土地の部分でございます。分譲地につきましては、所有権移転、それから定期借地権つきというふうなところでの分譲というふうなところになっておりまして、基本的にはその定期借地権に係るところに修繕等、土地に対する修繕になりますけれども、修繕等がありましたら修繕をします。また、道路の横に少し緑地帯とかいうふうなところもありますので、そういった部分、町が管理している部分について修繕がございましたら修繕を行うというふうなことになっております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第43号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第25 第44号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第25、第44号議案、令和6年度神河町訪問看護事業特

別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 予算書11ページの備品購入費とあるんですが、備品購入費50万が何に当たるのか、それから、車両購入、これは軽自動車2台で300万って聞いているんですが、現在何台ぐらい持たれて、車両台数がどれぐらいあるのか、最近の事故はどうやったかというのが分かればちょっと教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。まず、1点目の備品購入費50万円につきましては、パソコンの3台程度の更新費用として計上をさせていただいております。

車両のほうですけれども、現在16台保有をしております。うち、今回2台更新をかけさせていただくのですが、平成18年に購入した車両、18年経過というところと、平成21年に購入しました公用車、15年経過というところで、この2台の更新をお願いしたいというふうに考えております。

現在のところの事故の関係でございますが、今年に入りまして1件、民家の塀に車を接触させた、塀といいますか、アコーディオンカーテンみたいなものに接触をさせたという事故が1件発生をしております。現在その処理中でございます。示談等が完了いたしましたら、また御報告を申し上げたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第44号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第26 第45号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第26、第45号議案、令和6年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 産業廃棄物、来年度、仕上げ工事3年目で、処分地の完成形となって少量の搬入場所が確定したということなんですけど、今、受入れは少ない

ですね、量が。次の受入れですね、場所を決めてるのか、それ前も聞いたことがあるんですけど、まだ決まってないような話やったんですけど、こういう地震とかで瓦礫が出たときにまた急になったら困るんで、どの程度の進行状況か、それをちょっと教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。今現在、このニガ竹の処分場ですけども、地元の御理解をいただく中で一定の容量を確保して、御承知のとおり、各家庭から出る本当に少量の瓦礫を受け入れている状況で、この運営を続けていきますと、向こう何十年と言うのも語弊がありますが、結構な年数は受入れは可能ということで、これについては今後、地元とも協議をしながら、いつまで続けるのかということとは不確定ではありますが、そういった地元とも十分協議を持ちながら進めていくというところでございます。

一方、大規模災害に備えた、そういった瓦礫の処分場については、議員さんおっしゃるとおり、一定の確保も必要かというふうに考えます。災害廃棄物というのが、今回の能登地震でも本当にたくさんの廃棄物が出て、置き場所に困っているという現状もありますので、これについては一時的な置場にはなと思いますけども、町内の町有地であるとか、また、各集落でもそういった場所がないかというふうなことを今後、災害廃棄物処理計画をつくっていく中で検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） ちょっと耳にした話で、一度、山陽採石の奥のほうですね、あそこ深い穴があるんですけど、そこをいう話が出てたと思うんですけど、そういう話はもう消えてしまったんですか。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。山陽採石が砂利ですね、碎石を取られて深い穴が確かにあるんですけども、そこは山陽採石のほうで残土を受け入れる事業を開始をされております。今のところ、こういった地域から発生する、公共工事で発生する残土を受け入れてその穴を埋め戻していくと、そういう使い方をされるというふうに聞いております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第45号議案は、予算特

別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第 2 7 第 4 6 号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 2 7、第 4 6 号議案、令和 6 年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第 4 6 号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第 2 8 第 4 7 号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 2 8、第 4 7 号議案、令和 6 年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第 4 7 号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第 2 9 第 4 8 号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 2 9、第 4 8 号議案、令和 6 年度神河町水道事業会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

9 番、藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） 9 番、藤原です。説明資料の 3 ページの下のほうに収益という説明があります。給水戸数が 4,522 戸ということで、使用量を割ってみますと 1 件当たりの給水量が 19 立方メートルちょっと切れるぐらいかな、だと思います。人口減少と高齢化ってことで、当然使用量も、いわゆる年々減ってくると思います。正月に大きな地震があって、断水も能登地方、続いています。水道管の更新につきましても、

フレキシブル性のある品を使うたらいいんだろうけど、なかなかそうもいかないということで、当然配管の設備の管路の維持管理なり更新もしていかなあかんのんですけど、その考え方なんかどのようにお持ちか、ちょっとだけ聞かせてください。

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課、谷総でございます。藤原議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、管路の更新でございますけども、耐用年数40年と言われておりまして、それが経過したものから随時、更新ということになりますけども、町内に約200キロの本管が布設をされておりまして、実質的には平成30年度から本格的にこの本管の更新工事を行っております。毎年2キロから3キロ程度の更新を行ってきているわけなんですけども、去年、それから今年、来年とは大きな配水池の更新をやりましたので、ちょっと財政力の関係で更新工事を少し減らしてになってますけども、毎年この配水池工事が終わりますと4キロぐらいの更新工事をしていけるのかなというふうに考えております。もちろん、更新工事で新しい管路にしますと、耐震性能も上がった管になりますので、まずジョイント部分が大きく違うものになります。そうしますと、かなり地震にも強い水道管になるというふうに思っております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。1点教えてください。谷総課長の提案説明の中に、資本的支出の中で広域的な取組として衛星を使った漏水調査の委託料が約100万円ぐらい計上していると、そういうお話がありました。衛星を使って漏水調査をするというの、あまりなかなかイメージが湧かんのんですけども、大まかな事業の概要でいいですから、どんな形の調査でどういう効果が得られるのか、それを教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課、谷総でございます。最新のこれは漏水調査でございまして、日本全国でも今、横浜と多分熊本だったと思うんですけども、実際にされております。された成果もある程度は実証されておりまして、なかなか高額な漏水調査になりますけども、このたび兵庫県全土で各市町が共同で取り組むということで、不参加の市町も数市町あるんですけども、ほとんど、約7割、8割の市町が参加をされまして、兵庫県下の全長でたしか1万4,000キロなんですけども、そのうちの当町は200キロということで人工衛星を使うということになるんですけども、人工衛星からLバンドのマイクロ波というようなものを地上に向けて斉射します。地下3メートルまでそのマイクロ波が届いて、水道水には塩素滅菌をしますので塩素反応があるんですけども、その塩素の水にマイクロ波が返ってくる何かスピードが違うらしくて、それで漏

水の箇所が分かると。精度としましては、１００メートルの直径の中で、恐らくこの中で漏水が起きてますよというふうなことが分かるんですけども、こちらからは、管路の情報、本管がどういうふうに通っているのかというのを業者のほうに渡しまして、衛星で調査した結果が地図上で返ってくると。

実施されてる市町の話の話を聞きますと、割と１００メートル大きいんですけども、ほぼほぼその中心地で漏水が見つかるというふうな状況というふう聞いております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ３番、澤田議員。

○議員（３番 澤田 俊一君） 状況分かりました。昨年の決算段階ですね、令和４年度の決算時の町の水道の有収率が６１．２％ということで、せっかくつくった安全な水の約４割が漏れてるという状況がありますので、これは何とかこういう事業を活用していただいて、少しでも有収率を上げていただきますようによろしく願いしておきたいと思っております。

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課、谷総でございます。当町、本当に有収率が低うございまして、本管だけではなくて、本管からの給水管が特に老朽化でたくさん漏れております。その給水管の漏水というのはすごく微量でして、それがたくさんあるということで６１％というふうな悪い数値になっておりますけども、今年度から本管の更新工事と併せて、給水管も全てそれに付随する分は更新をかけてきているということで、それをずっと進めるということでだんだんと有収率を上げていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第４８号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第３０ 第４９号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第３０、第４９号議案、令和６年度神河町下水道事業会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

９番、藤原議員。

○議員（９番 藤原 資広君） ９番、藤原です。２２ページの下水道の使用料というこ

とで、備考欄にちょっと説明があります。それを配水戸数で割っていきますと大体22立方メートル、大体月平均ということになりますんで、上水との差がいわゆる山水だとか地下水使われてる方ということですのでよろしいんですね。

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課、谷総でございます。藤原議員のおっしゃるとおりで、井戸水、山水を使用されてる分の人数分の加算が1人当たり2トンということになりますので、その分でございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第49号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第31 第50号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第31、第50号議案、令和6年度公立神崎総合病院事業会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。1つだけ教えてください。貸借対照表の固定資産の取扱いの仕方、多分決算でもちょっと感じてたんですけど、上下水の解釈の仕方と病院会計の解釈の仕方、ちょっと違うと思うんです。多分病院の会計の場合は、昭和21年からいわゆる企業会計でされてますんで、当時の方は何言うてるか分からないということで、多分分かりやすう変えられてると思うんですけど、取扱いの共通と表示の仕方、どうか調整して同じような格好で表示してもらえませんか。多分言ってること分かると思うんですけど、償却資産の表示の仕方。もともと取得したときのお金と、あと償却してるお金の累計の表示の仕方、多分違ってたと思うんです。それが今どちらでされてるかよう分かんないんですけど、取扱方は上下水と病院は確かに違います。当然全て企業会計が分かる方やったらいいんですけど、ちょっと分からない部分たくさんありますんで、取扱方はちょっと共通にしていただけませんか。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上 淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。貸借対照表の記載の仕方が上下水と違うという御指摘かと思います。当方も誤った表記はしていないというつもりでございますけれども、少し精査をさせていただかないと分からない部

分がありますので、この分については令和6年度の中で少し精査をさせていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 病院の予算説明資料の33ページ、もう一番最後になるんですけども、資本的支出の内訳がございます。その一番下に車両運搬具の購入予定ということで公用車1台、老朽化によって440万円が計上されておるんですけども、440万円の公用車っていうと結構高級な車やなという印象はあるんですけども、今の現状と、本当にこれだけの値段の公用車が必要なのかどうか、それを教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。まず、公用車の廃車につきましては、以前、町長車として利用しておりましたクラウン車が、もう経過年数等も来ておりまして更新の時期に来ているということで廃車をさせていただきます。病院のほうでは、透析患者の送迎ということで、8人乗りであるとか、そのような車両を使っておるのですが、毎日毎日200キロ以上走行する中で、その車両もかなり弱ってきてるという部分もございます。クラウンに代わる車両という用途と、それと送迎に使用させていただく用途を併せた形でワンボックス車を1台購入をさせていただいて、どちらにも活用できるように対応をさせていただければというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 状況は分かりました。患者様の送迎も含めてということですので、安全性も考えてということで一定の理解をするわけなんですけども、やはり収支不均衡予算を組まんとあかん状況が続いている中で、この公用車だけに限らず、やはり経費の節減、ぜいたくにならないようにということで、公用車以外も含めて経費の節減に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。ありがとうございます。議員おっしゃるように、令和6年度の当初予算におきましてもかなりの収支差ということで御提案をさせていただいております。公用車に限らず、医療機器等購入するに当たりましても、入札等で、その前に購入の種類というところもあろうかと思えますけれども、購入に当たっては入札等しっかり執行させていただいて、適正な価格で購入をさせていただくように努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第50号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

—————・—————

○議長（小寺 俊輔君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。委員会に付託した議案審査のため、明日から13日まで休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。明日から13日までは休会と決定しました。

次の本会議は、3月14日午前9時再開いたします。

本日はこれで散会します。どうもお疲れさまでした。

午後4時11分散会

—————